

基本計画書

基本計画								
事項	記入欄						備考	
計画の区分	学部設置							
フリガナ設置者	カッコウカクジン カガワダク 学校法人 神奈川大学							
フリガナ大学の名称	カガワダク 神奈川大学 (Kanagawa University)							
大学本部の位置	神奈川県横浜市神奈川区六角橋三丁目27番1号							
大学の目的	神奈川大学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）にのっとり、一般教養並びに専門学術の倫理及び応用を教授研究し、識見高邁にして実践力に富む人材を育成し、文化の創造発展及び人類の福祉に貢献することを目的とする。							
新設学部等の目的	建築学部では、既設の工学部建築学科が実践してきた、豊かな自己形成及び社会の実現に向けて努力のできる建築技術者の養成という伝統を継承し、高度な専門性と建築学を構成する幅広い学問領域を網羅する教育研究体系の再構築を図り、建築工学、建築デザイン、都市・生活デザインを基本に、幅広いデザイン教養を融合化した学士課程教育を展開する。これにより、建築の提案をはじめとしたモノづくりとともに、場の提案や行動・行為の提案等のコトづくりをも担いながら、人間の多様な営みにおいて使いやすく、安全かつ快適で、感動を呼ぶ建築や都市の空間、環境の創造に寄与し、建築をベースに柔軟で幅広い観点から様々な困難を解決に導くことのできる「建築の専門家」を養成する。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
	建築学部 【Faculty of Architecture and Building Engineering】 建築学科 【Department of Architecture and Building Engineering】 計	年	人	年次人	人	学士（建築学） 【Bachelor of Architecture】	令和4年4月 第1年次	神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	建築学部 建築学科（定員増）（200人）※令和3年3月収容定員関係学則変更認可申請 工学部 建築学科（廃止）（△145人） ※令和4年4月学生募集停止							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数		
		講義	演習	実験・実習	計			
	建築学部 建築学科	135科目	201科目	10科目	346科目	125単位		

教 員 組 織 の 概 要	学 部 等 の 名 称	専任教員等						兼 任 教 員 等
		教授	准教授	講師	助教	計	助手	
新 設 分	建築学部 建築学科	14 (14)	4 (4)	0 (0)	7 (7)	25 (25)	0 (0)	309 (309)
	計	14 (14)	4 (4)	0 (0)	7 (7)	25 (25)	0 (0)	— (—)
既 設 分	法学部 法律学科	17 (17)	10 (10)	0 (0)	1 (1)	28 (28)	0 (0)	338 (338)
	自治行政学科	9 (9)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	360 (360)
	経済学部 経済学科	17 (17)	12 (12)	0 (0)	2 (2)	31 (31)	0 (0)	395 (395)
	現代ビジネス学科	10 (10)	10 (10)	0 (0)	1 (1)	21 (21)	0 (0)	367 (367)
	経営学部 国際経営学科	24 (24)	21 (21)	0 (0)	4 (4)	49 (49)	0 (0)	177 (177)
	外国語学部 英語英文学科	6 (6)	5 (5)	0 (0)	8 (8)	19 (19)	0 (0)	250 (250)
	スペイン語学科	4 (4)	5 (5)	0 (0)	1 (1)	10 (10)	0 (0)	236 (236)
	中国語学科	4 (4)	4 (4)	0 (0)	2 (2)	10 (10)	0 (0)	226 (226)
	国際日本学部 国際文化交流学科	22 (22)	13 (13)	0 (0)	6 (6)	41 (41)	0 (0)	314 (314)
	日本文化学科	8 (8)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	319 (319)
	歴史民俗学科	9 (9)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	321 (321)
	人間科学部 人間科学科	22 (22)	12 (12)	0 (0)	3 (3)	37 (37)	0 (0)	322 (322)
	理学部 数理・物理学科	9 (9)	4 (4)	0 (0)	2 (2)	15 (15)	0 (0)	203 (203)
	情報科学科	10 (10)	2 (2)	0 (0)	3 (3)	15 (15)	4 (4)	203 (203)
	化学科	10 (10)	2 (2)	0 (0)	3 (3)	15 (15)	0 (0)	210 (210)
	生物科学科	11 (11)	2 (2)	0 (0)	3 (3)	16 (16)	0 (0)	205 (205)
	工学部 機械工学科	11 (11)	1 (1)	0 (0)	9 (9)	21 (21)	0 (0)	385 (385)
	電気電子情報工学科	7 (7)	7 (7)	0 (0)	3 (3)	17 (17)	2 (2)	354 (354)
	物質生命化学科	11 (11)	1 (1)	0 (0)	9 (9)	21 (21)	0 (0)	360 (360)
	情報システム創成学科	8 (8)	2 (2)	0 (0)	6 (6)	16 (16)	1 (1)	358 (358)
	経営工学科	6 (6)	3 (3)	0 (0)	4 (4)	13 (13)	2 (2)	399 (399)
	数学教室	2 (2)	2 (2)	0 (0)	5 (5)	9 (9)	0 (0)	0 (0)
	物理学教室	6 (6)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
	化学教室	2 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	3 (3)	0 (0)	0 (0)
	生物学教室	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
	計	246 (246)	133 (133)	0 (0)	79 (79)	458 (458)	9 (9)	— (—)
	合 計	260 (260)	137 (137)	0 (0)	86 (86)	483 (483)	9 (9)	— (—)

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計	大学全体			
	事 務 職 員		297 人 (297)	150 人 (150)	447 人 (447)				
	技 術 職 員		25 (25)	13 (13)	38 (38)				
	図 書 館 専 門 職 員		10 (10)	7 (7)	17 (17)				
	そ の 他 の 職 員		0 (0)	0 (0)	0 (0)				
計		332 (332)	170 (170)	502 (502)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	大学全体			
	校 舎 敷 地	219,401.73 m ²	0 m ²	0 m ²	219,401.73 m ²				
	運 動 場 用 地	199,569.55 m ²	0 m ²	0 m ²	199,569.55 m ²				
	小 計	418,971.28 m ²	0 m ²	0 m ²	418,971.28 m ²				
	そ の 他	147,281.96 m ²	0 m ²	0 m ²	147,281.96 m ²				
合 計	566,253.24 m ²	0 m ²	0 m ²	566,253.24 m ²					
校 舎	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	大学全体				
	186,409.68 m ² (186,409.68 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	186,409.68 m ² (186,409.68 m ²)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体 情報処理学習施設の学生対応等は業務委託			
	203 室	179 室	443 室	18 室 (補助職員 0人)	12 室 (補助職員 4人)				
専任教員研究室	新設学部等の名称			室 数					
	建築学部			25 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	学部単位での特定不能なため、大学全体の数 雑誌、視聴覚はタイトル数 機械・器具は事務用を除く利用者用の数	
	大学全体	1,176,320 [339,135] (1,176,320 [339,135])	15,209 [4,927] (15,209 [4,927])	21,510 [21,430] (21,510 [21,430])	22,599 (22,599)	285 (285)	— (—)		
	計	1,176,320 [339,135] (1,176,320 [339,135])	15,209 [4,927] (15,209 [4,927])	21,510 [21,430] (21,510 [21,430])	22,599 (22,599)	285 (285)	— (—)		
図 書 館	面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		大学全体			
	13,854.07 m ²	1,882		1,381,168					
体 育 館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要					大学全体		
	10,162.23 m ²	ス ポ ー ツ セ ン タ ー 25m 室 内 プ ール							
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	大学全体 図書費には、電子ジャーナル、データベースの整備費（運用コスト含む）を含む。
	教員 1 人 当 り 研 究 費 等		490千円	490千円	490千円	490千円	— 千円	— 千円	
	共 同 研 究 費 等		34,066千円	34,066千円	34,066千円	34,066千円	— 千円	— 千円	
	図 書 購 入 費	411,755千円	411,755千円	411,755千円	411,755千円	411,755千円	— 千円	— 千円	
	設 備 購 入 費	394,544千円	394,544千円	394,544千円	394,544千円	394,544千円	— 千円	— 千円	
学 生 1 人 当 り 納 付 金	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	建築学部		
	1,400千円	1,420千円	1,440千円	1,460千円	— 千円	— 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			手数料収入・資産運用収入・事業収入等を充当する。						

大学等の名称	神奈川大学								所在地
	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
既設大学の状況	法学部						0.99		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号
	法律学科	4	400	—	1,600	学士(法学)	1.00	昭和40年度	
	自治行政学科	4	200	—	800	学士(行政学)	0.98	平成7年度	
	経済学部						0.99		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号
	経済学科	4	650	—	2,800	学士(経済学)	0.99	昭和40年度	
	現代ビジネス学科	4	300	—	1,300	学士(商学)	1.00	昭和40年度	
	経営学部						0.99		神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号
	国際経営学科	4	530	—	2,120	学士(国際経営学)	0.99	平成元年度	
	外国語学部						0.99		神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号
	英語英文学科	4	200	—	800	学士(文学)	0.98	昭和40年度	
	スペイン語学科	4	90	—	360	学士(文学)	0.99	昭和40年度	
	中国語学科	4	60	—	240	学士(文学)	1.04	昭和63年度	
	国際文化交流学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	平成18年度	
	国際日本学部						0.99		神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号
	国際文化交流学科	4	170	—	340	学士(文学)	0.98	令和2年度	
	日本文化学科	4	60	—	120	学士(文学)	1.00	令和2年度	
	歴史民俗学科	4	70	—	140	学士(文学)	1.02	令和2年度	
	人間科学部						1.00		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号
	人間科学科	4	300	—	1,200	学士(人間科学)	1.00	平成18年度	
	理学部						0.94		神奈川県平塚市 土屋2946
	数理・物理学科	4	70	—	280	学士(理学)	0.98	平成24年度	
	情報科学科	4	110	—	440	学士(理学)	1.02	平成元年度	
	化学科	4	110	—	440	学士(理学)	0.89	平成元年度	
	生物科学科	4	110	—	440	学士(理学)	0.86	平成元年度	
	工学部						0.97		神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号
	機械工学科	4	165	—	660	学士(工学)	1.04	昭和34年度	
	電気電子情報工学科	4	165	—	660	学士(工学)	0.99	昭和34年度	
物質生命化学科	4	165	—	660	学士(工学)	0.81	昭和34年度		
情報システム創成学科	4	120	—	480	学士(工学)	1.03	昭和37年度		
経営工学科	4	90	—	360	学士(工学)	1.06	平成24年度		
建築学科	4	145	—	580	学士(工学)	0.99	昭和40年度		

令和2年度入学定員減(△100人)
令和2年度入学定員減(△50人)

令和2年度より学生募集停止

既設大学の状況	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
		年	人	年次人	人		倍			
	大学院									
	法学研究科								神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	
	法律学専攻									
	博士前期課程	2	20	—	40	修士(法学)	0.15	昭和42年度		
	博士後期課程	3	3	—	9	博士(法学)	0.00	昭和44年度		
	経済学研究科								神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	
	経済学専攻									
	博士前期課程	2	30	—	60	修士(経済学)	0.24	昭和42年度		
	博士後期課程	3	4	—	12	博士(経済学)	0.08	昭和44年度		
	経営学研究科								神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号	
	国際経営専攻									
	博士前期課程	2	10	—	20	修士(経営学)	0.35	平成5年度		
	博士後期課程	3	3	—	9	博士(経営学)	0.00	平成7年度		
	外国語学研究科								神奈川県横浜市 西区みなとみらい 四丁目5番3号	
	欧米言語文化専攻									
	博士前期課程	2	10	—	20	修士(文学)	0.45	平成23年度		
	博士後期課程	3	3	—	9	博士(文学)	0.11	平成23年度		
	中国言語文化専攻									
	博士前期課程	2	5	—	10	修士(文学)	0.60	平成4年度		
	博士後期課程	3	2	—	6	博士(文学)	0.50	平成7年度		
	人間科学研究科								神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号	
	人間科学専攻									
	博士前期課程	2	12	—	24	修士(人間科学)	0.78	平成21年度		
	博士後期課程	3	4	—	12	博士(人間科学)	0.41	平成21年度		
理学研究科								神奈川県平塚市 土屋2946		
理学専攻										
博士前期課程	2	59	—	118	修士(理学)	0.50	平成28年度			
博士後期課程	3	3	—	9	博士(理学)	1.10	平成28年度			
工学研究科								神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号		
工学専攻										
博士前期課程	2	120	—	240	修士(工学)	0.53	平成31年度			
博士後期課程	3	11	—	33	博士(工学)	0.22	平成31年度			
電気電子情報工学専攻									平成31年度より学 生募集停止	
博士前期課程	2	—	—	—	修士(工学)	—	昭和42年度			
博士後期課程	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成2年度			
応用化学専攻									平成31年度より学 生募集停止	
博士前期課程	2	—	—	—	修士(工学)	—	昭和42年度			
博士後期課程	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成2年度			
建築学専攻										
博士前期課程	2	30	—	60	修士(工学)	1.11	昭和46年度			
博士後期課程	3	3	—	9	博士(工学)	0.88	平成2年度			

既設大学等の状況	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
		年	人	年次人	人		倍		
	歴史民俗資料学研究科								神奈川県横浜市 神奈川区六角橋 三丁目27番1号
	歴史民俗資料学専攻								
	博士前期課程	2	20	—	40	修士(歴史民俗資料学)	0.92	平成5年度	
	博士後期課程	3	3	—	9	博士(歴史民俗資料学)	2.33	平成7年度	
附属施設の概要		該当なし							

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

教育課程等の概要														
(建築学部建築学科)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
共通教養科目 共通基盤科目 外国語科目	FYS	1前	2				○		5	1		2		
	小計(1科目)	—	2	0	0		—		5	1	0	2	0	兼0
	英語 I (Listening)	1前	1				○							兼4
	英語 II (Listening)	1後	1				○							兼4
	英語 I (Speaking)	1前	1				○							兼2
	英語 II (Speaking)	1後	1				○							兼2
	英語 I (Reading)	2前	1				○							兼5
	英語 II (Reading)	2後	1				○							兼5
	英語 I (Writing)	2前	1				○							兼2
	英語 II (Writing)	2後	1				○							兼2
	英語 I (再入門)	2・3・4前・後		1			○							兼4
	英語 II (再入門)	2・3・4前・後		1			○							兼2
	英語 III (再入門)	2・3・4前・後		1			○							兼1
	英語 IV (再入門)	2・3・4前・後		1			○							兼1
	英語会話(初級 I)	1・2・3・4前		1			○							兼6
	英語会話(初級 II)	1・2・3・4後		1			○							兼6
	英語会話(中級 I)	1・2・3・4前		1			○							兼1
	英語会話(中級 II)	1・2・3・4後		1			○							兼1
	英語会話(上級 I)	1・2・3・4前		1			○							兼1
	英語会話(上級 II)	1・2・3・4後		1			○							兼1
	TOEIC演習(初級 I)	1・2・3・4前		1			○							兼5
	TOEIC演習(初級 II)	1・2・3・4後		1			○							兼3
	TOEIC演習(中級 I)	1・2・3・4前		1			○							兼2
	TOEIC演習(中級 II)	1・2・3・4後		1			○							兼1
	TOEIC演習(上級 I)	1・2・3・4前		1			○							兼1
	TOEIC演習(上級 II)	1・2・3・4後		1			○							兼1
	TOEFL演習(初級 I)	1・2・3・4前		1			○							兼1
	TOEFL演習(初級 II)	1・2・3・4後		1			○							兼1
	特修英語(中級 I)	2・3・4前		1			○							兼1
	特修英語(中級 II)	2・3・4前		1			○							兼1
	特修英語(中級 III)	2・3・4後		1			○							兼1
	特修英語(中級 IV)	2・3・4後		1			○							兼1
	特修英語(上級 I)	2・3・4前		1			○							兼1
	特修英語(上級 II)	2・3・4前		1			○							兼1
	特修英語(上級 III)	2・3・4後		1			○							兼1
	特修英語(上級 IV)	2・3・4後		1			○							兼1
	留学英語準備講座 I	1・2・3・4前		2			○							兼1
	留学英語準備講座 II	1・2・3・4前		2			○							兼1
	留学英語準備講座 III	1・2・3・4後		2			○							兼1
	留学英語準備講座 IV	1・2・3・4後		2			○							兼1
初級韓国語 I a	1・2・3・4前・後		1			○							兼5	
初級韓国語 I b	1・2・3・4前・後		1			○							兼5	
初級韓国語 II a	1・2・3・4前・後		1			○							兼4	
初級韓国語 II b	1・2・3・4前・後		1			○							兼4	
中級韓国語 I a	1・2・3・4前・後		1			○							兼1	
中級韓国語 I b	1・2・3・4前・後		1			○							兼1	
中級韓国語 II a	1・2・3・4前・後		1			○							兼1	
中級韓国語 II b	1・2・3・4前・後		1			○							兼1	
中級韓国語 III a	1・2・3・4前・後		1			○							兼1	
中級韓国語 III b	1・2・3・4前・後		1			○							兼1	
中級韓国語 IV a	1・2・3・4前・後		1			○							兼1	
中級韓国語 IV b	1・2・3・4前・後		1			○							兼1	
上級韓国語 I	2・3・4前		1			○							兼1	

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
共通 教養 科目	外国 語 科 目	上級韓国語Ⅱ	2・3・4前	1				○							兼1
		上級韓国語Ⅲ	2・3・4後	1				○							兼1
		上級韓国語Ⅳ	2・3・4後	1					○						兼1
		特修韓国語Ⅰ	1・2・3・4後	1					○						兼1
		特修韓国語Ⅱ	2・3・4前	1					○						兼1
		初級スペイン語Ⅰa	1・2・3・4前・後	1					○						兼2
		初級スペイン語Ⅰb	1・2・3・4前・後	1					○						兼2
		初級スペイン語Ⅱa	1・2・3・4前・後	1					○						兼2
		初級スペイン語Ⅱb	1・2・3・4前・後	1					○						兼2
		中級スペイン語Ⅰa	1・2・3・4前・後	1					○						兼1
		中級スペイン語Ⅰb	1・2・3・4前・後	1					○						兼1
		中級スペイン語Ⅱa	1・2・3・4前・後	1					○						兼1
		中級スペイン語Ⅱb	1・2・3・4前・後	1					○						兼1
		中級スペイン語Ⅲa	1・2・3・4前・後	1					○						兼1
		中級スペイン語Ⅲb	1・2・3・4前・後	1					○						兼1
		中級スペイン語Ⅳa	1・2・3・4前・後	1					○						兼1
		中級スペイン語Ⅳb	1・2・3・4前・後	1					○						兼1
		上級スペイン語Ⅰ	2・3・4前	1					○						兼1
		上級スペイン語Ⅱ	2・3・4前	1					○						兼1
		上級スペイン語Ⅲ	2・3・4後	1					○						兼1
		上級スペイン語Ⅳ	2・3・4後	1					○						兼1
		特修スペイン語Ⅰ	1・2・3・4後	1					○						兼1
		特修スペイン語Ⅱ	2・3・4前	1					○						兼1
		初級中国語Ⅰa	1・2・3・4前・後	1					○						兼2
		初級中国語Ⅰb	1・2・3・4前・後	1					○						兼2
		初級中国語Ⅱa	1・2・3・4前・後	1					○						兼2
		初級中国語Ⅱb	1・2・3・4前・後	1					○						兼2
		中級中国語Ⅰa	1・2・3・4前・後	1					○						兼1
		中級中国語Ⅰb	1・2・3・4前・後	1					○						兼1
		中級中国語Ⅱa	1・2・3・4前・後	1					○						兼1
		中級中国語Ⅱb	1・2・3・4前・後	1					○						兼1
		中級中国語Ⅲa	1・2・3・4前・後	1					○						兼1
		中級中国語Ⅲb	1・2・3・4前・後	1					○						兼1
		中級中国語Ⅳa	1・2・3・4前・後	1					○						兼1
		中級中国語Ⅳb	1・2・3・4前・後	1					○						兼1
		上級中国語Ⅰ	2・3・4前	1					○						兼1
		上級中国語Ⅱ	2・3・4前	1					○						兼1
		上級中国語Ⅲ	2・3・4後	1					○						兼1
		上級中国語Ⅳ	2・3・4後	1					○						兼1
		特修中国語Ⅰ	1・2・3・4後	1					○						兼1
		特修中国語Ⅱ	2・3・4前	1					○						兼1
		初級ドイツ語Ⅰa	1・2・3・4前・後	1					○						兼3
		初級ドイツ語Ⅰb	1・2・3・4前・後	1					○						兼3
		初級ドイツ語Ⅱa	1・2・3・4前・後	1					○						兼3
		初級ドイツ語Ⅱb	1・2・3・4前・後	1					○						兼3
		中級ドイツ語Ⅰa	1・2・3・4前・後	1					○						兼1
		中級ドイツ語Ⅰb	1・2・3・4前・後	1					○						兼1
		中級ドイツ語Ⅱa	1・2・3・4前・後	1					○						兼1
中級ドイツ語Ⅱb	1・2・3・4前・後	1					○						兼1		
中級ドイツ語Ⅲa	1・2・3・4前・後	1					○						兼1		
中級ドイツ語Ⅲb	1・2・3・4前・後	1					○						兼1		
中級ドイツ語Ⅳa	1・2・3・4前・後	1					○						兼1		
中級ドイツ語Ⅳb	1・2・3・4前・後	1					○						兼1		
上級ドイツ語Ⅰ	2・3・4前	1					○						兼1		
上級ドイツ語Ⅱ	2・3・4前	1					○						兼1		
上級ドイツ語Ⅲ	2・3・4後	1					○						兼1		
上級ドイツ語Ⅳ	2・3・4後	1					○						兼1		
特修ドイツ語Ⅰ	1・2・3・4後	1					○						兼1		

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
共通教養科目 共通基盤科目 外国語科目	特修ドイツ語Ⅱ	2・3・4前		1			○								兼1
	初級フランス語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	初級フランス語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	初級フランス語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	初級フランス語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級フランス語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級フランス語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級フランス語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級フランス語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級フランス語Ⅲa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級フランス語Ⅲb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級フランス語Ⅳa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級フランス語Ⅳb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	上級フランス語Ⅰ	2・3・4前		1			○								兼1
	上級フランス語Ⅱ	2・3・4前		1			○								兼1
	上級フランス語Ⅲ	2・3・4後		1			○								兼1
	上級フランス語Ⅳ	2・3・4後		1			○								兼1
	特修フランス語Ⅰ	1・2・3・4後		1			○								兼1
	特修フランス語Ⅱ	2・3・4前		1			○								兼1
	初級ロシア語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	初級ロシア語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	初級ロシア語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	初級ロシア語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級ロシア語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級ロシア語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級ロシア語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級ロシア語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級ロシア語Ⅲa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級ロシア語Ⅲb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級ロシア語Ⅳa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	中級ロシア語Ⅳb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	上級ロシア語Ⅰ	2・3・4前		1			○								兼1
	上級ロシア語Ⅱ	2・3・4前		1			○								兼1
	上級ロシア語Ⅲ	2・3・4後		1			○								兼1
	上級ロシア語Ⅳ	2・3・4後		1			○								兼1
	特修ロシア語Ⅰ	1・2・3・4後		1			○								兼1
	特修ロシア語Ⅱ	2・3・4前		1			○								兼1
	日本語Ⅰa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	日本語Ⅰb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	日本語Ⅱa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	日本語Ⅱb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	日本語Ⅲa	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	日本語Ⅲb	1・2・3・4前・後		1			○								兼2
	日本語Ⅳa	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	日本語Ⅳb	1・2・3・4前・後		1			○								兼1
	日本語演習Ⅰ	2・3・4前		1			○								兼1
	日本語演習Ⅱ	2・3・4後		1			○								兼1
日本語演習Ⅲ	2・3・4前・後		1			○								兼1	
小計 (157科目)	—	—	8	153	0	—	—	—	0	0	0	0	0	0	兼82
文章表現基礎演習	1・2・3・4前・後			2			○								兼1
小計 (1科目)	—	—	0	2	0	—	—	—	0	0	0	0	0	0	兼1
人文の分野	哲学	1・2・3・4前・後		2			○								兼2
	倫理学	1・2・3・4前・後		2			○								兼2
	宗教学	1・2・3・4前・後		2			○								兼2
	心理学	1・2・3・4前・後		2			○								兼4
	文学	1・2・3・4前・後		2			○								兼5
	日本語学	1・2・3・4前・後		2			○								兼2
	言語学	1・2・3・4前・後		2			○								兼1

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
人文の分野	世界史	1・2・3・4前・後		2		○									兼4	
	日本史	1・2・3・4前・後		2		○									兼5	
	民俗学	1・2・3・4前・後		2		○									兼5	
	考古学	1・2・3・4前・後		2		○									兼1	
	文化人類学	1・2・3・4前・後		2		○									兼2	
	小計 (12科目)	—	0	24	0	—			0	0	0	0	0	0	兼35	
	社会の分野	社会学	1・2・3・4前・後		2		○									兼4
		人文地理学	1・2・3・4前・後		2		○									兼4
		国際関係概論	1・2・3・4前・後		2		○									兼5
		法学	1・2・3・4前・後		2		○									兼6
		日本国憲法	1・2・3・4前・後		2		○									兼2
政治学		1・2・3・4前・後		2		○									兼5	
社会心理学		1・2・3・4前・後		2		○									兼2	
経済学		1・2・3・4前・後		2		○									兼5	
ジェンダー論		1・2・3・4前・後		2		○									兼3	
ボランティア論		1・2・3・4前・後		2		○									兼1	
経営学		1・2・3・4前・後		2		○									兼2	
生涯学習論	1・2・3・4前・後		2		○									兼2		
日本事情	1・2・3・4前・後		2		○									兼2		
小計 (13科目)	—	0	26	0	—			0	0	0	0	0	0	兼40		
共通基盤科目 自然の分野	基礎数学	1・2・3・4前・後		2		○									兼2	
	数学	1・2・3・4前・後		2		○									兼2	
	統計学	1・2・3・4前・後		2		○									兼3	
	基礎物理学	1・2・3・4前・後		2		○									兼1	
	物理学	1・2・3・4前・後		2		○									兼1	
	基礎化学	1・2・3・4前・後		2		○									兼3	
	化学	1・2・3・4前・後		2		○									兼3	
	基礎生物学	1・2・3・4前・後		2		○									兼2	
	生物学	1・2・3・4前・後		2		○									兼2	
	コンピュータ概論	1・2・3・4前・後		2		○									兼2	
	物理科学	1・2・3・4前・後		2		○									兼5	
	生命科学	1・2・3・4前・後		2		○									兼1	
	科学技術史	1・2・3・4前・後		2		○									兼2	
小計 (13科目)	—	0	26	0	—			0	0	0	0	0	0	兼21		
人間形成の分野	キャリアデザイン	1・2・3・4前・後			2	○									兼4	
	国内インターンシップ	1・2・3・4前・後			2	※		○							兼1 ※講義	
	海外インターンシップ	1・2・3・4前・後		2		※		○							兼1 ※講義	
	体験型研修	1・2・3・4前・後		2		○		※							兼4 ※実習	
	手話入門	1・2・3・4前・後		2		○									兼2 共同	
	神奈川大学の歴史	1・2・3・4前・後		2		○									兼1	
	健康科学とスポーツ I	1・2・3・4前		1				○							兼6 オムニバス・実習(1期)	
	健康科学とスポーツ II	1・2・3・4後		1				○							兼8 オムニバス・実習(1期)	
	教養スポーツ	1・2・3・4前・後		1				○							兼14	
	公衆衛生	1・2・3・4前・後		2		○									兼1	
	芸術	1・2・3・4前・後		2		○									兼3	
小計 (11科目)	—	0	15	4	—			0	0	0	0	0	0	兼36		
共通テーマ科目	社会と人間	1・2・3・4前・後		2		○									兼3	
	科学技術と社会	1・2・3・4前・後		2		○									兼2	
	世界の中の日本	1・2・3・4前・後		2		○									兼1	
	公共の新しいかたちをもとめて	1・2・3・4前・後		2		○									兼6	
	社会生活とスポーツ	1・2・3・4前・後		2		○									兼3	
	環境と社会	1・2・3・4前・後		2		○									兼3	
	科学の世界	1・2・3・4前・後		2		○									兼11 オムニバス	
小計 (7科目)	—	0	14	0	—			0	0	0	0	0	0	兼28		

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
専攻科目 専門科目	建築グラフィックス	1前	3				○		1	2		1		兼1 共同
	建築の構工法	1前	2			○			1					
	住生活創造概論	1後	2			○			1	2		1		オムニバス 共同
	力と形	1前	1				○		1			1		オムニバス 共同
	建築環境概論	1前	2			○			2					
	日本建築史	1前	2			○								兼1
	造形デザイン	1前		2			○					1		兼1 共同
	設計製図 I	1後	3				○		3			2		兼3 共同
	西洋建築史	1後	2			○								兼1
	建築の力学及び演習	1後		3		○	※		1			2		共同 ※演習
	建築の設備	1後		2		○					1			
	横浜建築	1後		2		○			6	2				オムニバス
	建築CAD演習 I	1後		2			○		1			1		兼1 共同
	工房ものづくり演習	1後		2			○							兼2 共同
	建築構造デザイン	2前		2		○								兼1
	地域防災概論	2前		2		○			1					兼2 オムニバス
	建築環境工学 I 及び演習	2前		3		※	○		1			1		共同 ※講義
	設計製図 II	2前	3				○		3	1		1		兼3 共同
	建築の計画とデザイン	2前	2			○			1					
	まち再生概論	2前	2			○			3	1		1		オムニバス
	建築の材料	2前		2		○								兼1
	断面と部材の力学及び演習	2前		3		○	※		1			1		共同 ※演習
	給排水衛生設備	2前		2		○			1					
	木質構造	2前		2		○								兼1
	建築CAD演習 II	2前		2			○					1		兼1 共同
	建築環境工学 II 及び演習	2後		3		※	○		1			1		共同 ※講義
	空調設備 I	2後		2		○				1				
	骨組の力学及び演習	2後		3		○	※		1					兼1 共同 ※演習
	近現代建築史A	2後		2		○			1					
	まちづくり論	2後		2		○				1				
	まち再生演習 I	2後		3		○		○		1		1		兼1 共同
	デザイン系不動産学基礎	2後		2		○			1					
	地球環境建築	2後		2		○			2					オムニバス
	建築情報処理	2後		1		○			2			2		オムニバス 共同
	鉄筋コンクリート構造	2後		2		○			1					
	基礎構造の設計演習	2後		2			○		1					兼2 共同
	建築デザイン I	2後		3			○		1					兼3 共同
	生活空間デザイン演習 I	2後		3			○			1		1		兼1 共同
	居住空間史	2後		2		○				1				
	インテリア・家具デザイン	2後		2		○								兼1
	建築法規	3前	2			○								兼1
	建築技術英語 I	3前	1				○							兼2
	給排水衛生設備設計演習	3前		2			○		1			1		兼2 共同
	建築環境輪講 I	3前		1			○		2	1		2		兼1 オムニバス 共同
	建築学実験	3前		2					6	1		4		兼2 共同
空調設備 II	3前		2		○				1					
建築デザイン II	3前		3			○		1					兼3 共同	
建築設計論	3前		2		○			1						
まち再生輪講 I	3前		1			○		3	1		1		オムニバス	
まち再生演習 II	3前		3			○		1			1		兼1 共同	
まちなみ保存再生論	3前		2		○								兼1	
鉄筋コンクリート構造の設計演習	3前		2			○		1			1		兼1 共同	
建築構造輪講 I	3前		1			○		4			2		オムニバス	
建築都市防災	3前		2		○			1						
建築デザイン輪講 I	3前		1			○		4			1		オムニバス	
鋼構造	3前		2		○			1						
建築の耐震解析及び演習	3前		3		○	※		1			1		共同 ※演習	
住生活創造輪講 I	3前		1		○			1	2		1		オムニバス	

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
専攻科目	住宅設計論	3前		2		○			1							
	生活空間デザイン演習Ⅱ	3前		3			○		1						兼1	共同
	近現代建築史B	3前		2		○			1							
	生活緑地デザイン	3前		2		○									兼1	
	都市計画	3前		2		○			1							
	建築の生産	3後		2		○									兼1	
	建築技術英語Ⅱ	3後	1				○		1						兼2	
	空調和設備設計演習	3後		2			○		2	1		2			兼2	共同
	建築保存活用計画論	3後		2		○			1							
	まち再生輪講Ⅱ	3後		1			○		3	1		1				共同
	まち再生演習Ⅲ	3後		3			○		1						兼1	共同
	パブリックスペース論	3後		2		○									兼1	
	建築環境輪講Ⅱ	3後		1			○		2	1		2			兼1	共同
	建築環境工学実験	3後		1				○	2	1		2			兼2	共同
	電気設備	3後		2		○									兼1	
	建築デザインⅢ	3後		3			○		1						兼3	共同
	都市デザイン論	3後		2		○			1							
	建築構造輪講Ⅱ	3後		1			○		4			2				共同
	建築デザイン輪講Ⅱ	3後		1			○		4			1				共同
	建築構造・材料実験	3後		1				○	4			2				共同
	鋼構造の設計演習	3後		2			○		1						兼1	共同
	生活環境論	3後		2		○				1						
	住生活創造輪講Ⅱ	3後		1			○		1	2		1				共同
	生活空間デザイン演習Ⅲ	3後		3			○			1					兼1	共同
	建築・生活メディア論	3後		2		○									兼1	
	都市空間マネジメント論	3・4前		2		○				1						
	ローカル不動産マネジメント論	3・4前		2		○			1							
	建築設備のマネジメント	3・4前		2		○									兼1	
	建築史フィールドワーク	3・4後		2			○		1			1				共同 集中
	生活文化フィールドワーク	3・4後		2			○			2		1				共同 集中
	まち再生演習Ⅳ	4前		3			○		1						兼1	共同
	卒研輪講	4通		2			○		14	4		7				共同 (一部)
卒業研究	4通		6			○		14	4		7				共同 (一部)	
小計 (91科目)		—	36	153	—	—	—	14	4	0	7	0		兼46		
基礎科目	微分積分学A	1前		4		○									兼3	
	幾何学A	1前		2		○									兼2	
	微分積分学入門	1前		4		○									兼1	
	情報処理演習Ⅰ	1前		1			○								兼1	
	物理学概説	1前		4		○									兼1	
	建築物理数学	1前		2		○									兼1	
	近代デザイン史	1前		2		○									兼1	
	微分積分学B	1後		4		○									兼3	
	物理学A	1後		2		○									兼1	
	幾何学B	1後		2		○									兼1	
	家族・コミュニティ論	1後		2		○									兼1	
	都市フィールド学	1後		2		○									兼1	
	物理学実験A	2前		2				○							兼4	
	確率・統計Ⅰ	2前		2		○									兼1	
	物理学B	2前		2		○									兼1	
	化学実験A	2前		2				○							兼2	
	化学基礎Ⅰ	2前		2		○									兼1	
	現代アート論	2前		2		○									兼1	
	環境心理学	2前		2		○									兼1	
	代数学概論	2後		2		○									兼1	
	物理学Ⅲ	2後		2		○									兼1	
	化学基礎Ⅱ	2後		2		○									兼1	
	物理学Ⅳ	3前		2		○									兼1	
小計 (23科目)		—	0	53	0	—	—	0	0	0	0	0		兼23		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
専攻科目	関連科目	職業指導Ⅰ(工業)	2・3・4前	2		○									兼1
		応用数学Ⅰ	2・3・4前	2		○									兼1
		職業指導Ⅱ(工業)	2・3・4後	2		○									兼1
		代数学Ⅰ	2・3・4前	2		○									兼1
		微分方程式Ⅰ	2・3・4前	2		○									兼1
		代数学Ⅱ	2・3・4後	2		○									兼1
		微分方程式Ⅱ	2・3・4後	2		○									兼1
		技術者倫理	2・3・4後	2		○									兼1
		知的財産権	2・3・4後	2		○									兼1
		確率・統計Ⅱ	2・3・4後	2		○									兼1
		応用数学Ⅱ	2・3・4後	2		○									兼1
		関数論Ⅰ	2・3・4前	2		○									兼1
		量子物理学Ⅰ	2・3・4前	2		○									兼1
		統計物理学Ⅰ	2・3・4前	2		○									兼1
		関数論Ⅱ	2・3・4後	2		○									兼1
		物理学A	2・3・4後	2		○									兼1
		物理学B	2・3・4後	2		○									兼1
小計(17科目)		—	0	34	0	—			0	0	0	0	0	兼10	
合計(346科目)		—	46	500	4	—			14	4	0	7	0	兼309	
学位又は称号	学士(建築学)		学位又は学科の分野			工学関係									
卒業要件及び履修方法						授業期間等									
1 以下の条件を満たし、総単位数125単位以上を修得することを卒業要件とする。 (1) 共通教養科目群から共通基盤科目①から④と共通テーマ科目⑤を含む32単位以上 ①初年次ゼミナール2単位(必修) ②外国語科目から英語8単位(必修) ③人文・社会・自然の分野からそれぞれ4単位以上 ④人間形成の分野から2単位以上 ⑤現代社会と市民から2単位以上 (2) 専攻科目群から必修科目36単位を含む93単位以上 2 履修科目の登録は、年間48単位を上限とする。						1 学年の学期区分				2期					
						1 学期の授業期間				14週					
						1 時限の授業時間				100分					

(注)

- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行うとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号)別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。)についても作成すること。
- 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。
 - 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

学校法人神奈川大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和3年度	入学 定員	収容 定員	変更の事由	令和4年度	入学 定員	収容 定員	変更の事由
神奈川大学				神奈川大学			
法学部				法学部			
法律学科	400	1,600		法律学科	400	1,600	
自治行政学科	200	800		自治行政学科	200	800	
経済学部				経済学部			
経済学科	650	2,600		経済学科	650	2,600	
現代ビジネス学科	300	1,200		現代ビジネス学科	300	1,200	
経営学部				経営学部			
国際経営学科	530	2,120		国際経営学科	530	2,120	
外国語学部				外国語学部			
英語英文学科	200	800		英語英文学科	200	800	
スペイン語学科	90	360		スペイン語学科	90	360	
中国語学科	60	240		中国語学科	60	240	
国際日本学部				国際日本学部			
国際文化交流学科	170	680		国際文化交流学科	170	680	
日本文化学科	60	240		日本文化学科	60	240	
歴史民俗学科	70	280		歴史民俗学科	70	280	
人間科学部				人間科学部			
人間科学科	300	1,200		人間科学科	300	1,200	
理学部				理学部			
数理・物理学科	70	280		数理・物理学科	70	280	
情報科学科	110	440		情報科学科	110	440	
化学科	110	440		化学科	110	440	
生物科学科	110	440		生物科学科	110	440	
工学部				工学部			
機械工学科	165	660		機械工学科	165	660	
電気電子情報工学科	165	660		電気電子情報工学科	165	660	
物質生命化学科	165	660		物質生命化学科	165	660	
情報システム創成学科	120	480		情報システム創成学科	120	480	
経営工学科	90	360		経営工学科	90	360	
建築学科	145	580		建築学科	0	0	令和4年4月 学生募集停止
				建築学部			令和4年4月 学部の設置
				建築学科	200	800	
計	4,280	17,120		計	4,335	17,340	
神奈川大学大学院				神奈川大学大学院			
法学研究科				法学研究科			
法律学専攻(M)	20	40		法律学専攻(M)	20	40	
法律学専攻(D)	3	9		法律学専攻(D)	3	9	
経済学研究科				経済学研究科			
経済学専攻(M)	30	60		経済学専攻(M)	30	60	
経済学専攻(D)	4	12		経済学専攻(D)	4	12	
経営学研究科				経営学研究科			
国際経営専攻(M)	10	20		国際経営専攻(M)	10	20	
国際経営専攻(D)	3	9		国際経営専攻(D)	3	9	
外国語学研究科				外国語学研究科			
欧米言語文化専攻(M)	10	20		欧米言語文化専攻(M)	10	20	
中国言語文化専攻(M)	5	10		中国言語文化専攻(M)	5	10	
欧米言語文化専攻(D)	3	9		欧米言語文化専攻(D)	3	9	
中国言語文化専攻(D)	2	6		中国言語文化専攻(D)	2	6	
人間科学研究科				人間科学研究科			
人間科学専攻(M)	12	24		人間科学専攻(M)	12	24	
人間科学専攻(D)	4	12		人間科学専攻(D)	4	12	
理学研究科				理学研究科			
理学専攻(M)	59	118		理学専攻(M)	59	118	
理学専攻(D)	3	9		理学専攻(D)	3	9	
工学研究科				工学研究科			
工学専攻(M)	120	240		工学専攻(M)	120	240	
建築学専攻(M)	30	60		建築学専攻(M)	30	60	
工学専攻(D)	11	33		工学専攻(D)	11	33	
建築学専攻(D)	3	9		建築学専攻(D)	3	9	
歴史民俗資料科学研究科				歴史民俗資料科学研究科			
歴史民俗資料学専攻(M)	20	40		歴史民俗資料学専攻(M)	20	40	
歴史民俗資料学専攻(D)	3	9		歴史民俗資料学専攻(D)	3	9	
計	355	749		計	355	749	

目次：設置の趣旨等を記載した書類

1	設置の趣旨及び必要性	p. 3
(1)	建築学部の設置の趣旨	p. 3
(2)	建築学部の設置の必要性	p. 4
(3)	建築学部で養成する人材像及び学位授与方針	p. 5
2	学部・学科等の特色	p. 6
(1)	建築学部の特色	p. 6
(2)	教育内容の特色	p. 7
3	学部・学科の名称及び学位の名称	p. 8
(1)	学部・学科の名称	p. 8
(2)	学位の名称	p. 8
4	教育課程の編成の考え方及び特色	p. 8
(1)	教育課程編成の方針	p. 8
(2)	教育課程の編成の考え方	p. 8
5	教育方法、履修指導方法及び卒業要件	p. 11
(1)	教育方法	p. 11
(2)	履修指導方法	p. 12
(3)	卒業要件	p. 13
6	実習の具体的計画	p. 13
7	取得可能な資格	p. 16
8	入学者選抜の概要	p. 17
(1)	受入方針	p. 17

(2) 選抜方法	p. 17
(3) 判定方法	p. 18
9 教員組織の編制の考え方及び特色	p. 18
10 施設、設備等の整備計画	p. 19
(1) 校地、運動場の整備計画	p. 19
(2) 校舎等施設の整備計画	p. 20
(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画	p. 20
11 管理運営	p. 22
(1) 評議会	p. 22
(2) 建築学部教授会	p. 22
12 自己点検・評価	p. 22
(1) 自己点検・評価の実施状況	p. 22
(2) 自己点検・評価の基本項目	p. 23
13 情報の公表	p. 23
(1) 情報の提供の基本方針	p. 23
(2) 情報の提供の基本項目	p. 23
14 教育内容等の改善を図るための組織的な取組	p. 24
15 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	p. 25
(1) 教育課程内での取組について	p. 25
(2) 教育課程外での取組について	p. 26
(3) 適切な体制の整備について	p. 26

設置の趣旨等を記載した書類

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 建築学部の設置の趣旨

本学は、昭和3年に創立者米田吉盛によって横浜学院（翌年横浜専門学校に改称）として創立され、昭和24年の学制改革により神奈川大学と名称を改めた。教育の最も重要な役割は人材の養成であり、「質実剛健」、「積極進取」、「中正堅実」を建学の精神として掲げ、「学理の研鑽に合わせて其の応用力培養に努め、以って実際的人物を養成する」ことを基本理念として出発した。建学の精神である「質実剛健」とは、伝統・古典を尊重し、良識を重んじ、正義を貫くという価値観を意味し、「積極進取」とは、困難な事に対して積極的に挑戦し、進歩・進化を求めていくという価値観を意味する。そして「中正堅実」とは、これら二つの価値観を深く自覚し、自律の精神と共生の視点から「探求・調和・融合」することにより、真理・本質を見極め、自主的主体性を持ち新たな価値を創造していくことを意味する。

本学の教育目標は、建学の精神に基づき、真の実学を目指す伝統を踏まえ、自立した良識ある市民としての判断力と実践的能力、国際的感性とコミュニケーション能力を有し、専門的知識と技能を身につけた、自ら成長することのできる人材を養成することである。地域社会及び世界に開かれた大学として、時代と社会の付託に応えるべく、人類と社会の発展に貢献しうる研究の遂行と、その成果の社会への還元を実現することを理念とし、神奈川大学学則第1条において「神奈川大学は、学校基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）にのっとり、一般教養並びに専門学術の理論及び応用を教授研究し、識見高邁にして実践力に富む人材を養成し、文化の創造発展及び人類の福祉に貢献することを目的とする。」と定めている。

本学は、創設以来、複数の学部を有する総合大学として発展を遂げてきた。そして、創設100周年を迎える令和10年を見据え、新時代を切り拓く「知の拠点」としての世界標準の新生大学への変貌を目標に掲げ、令和2年4月の国際日本学部設置に次ぎ、その教学改革の一環として、昭和40年の設置

から半世紀の歴史と伝統を持つ工学部建築学科を母体に、令和4年4月に、「建築学部（建築学科）」を新たに設置することとした。

（2）建築学部の設置の必要性

建築学部の母体となる工学部建築学科の設置以来、「建築の目的」を「さまざまな機能、技術、そして美を調整し、それらの統合化を図ることによって、人間の多様な営みにとって、機能的であり、安全でかつ感動を呼ぶ空間や形態、環境を創造すること」と掲げてきた。そのため、既設の工学部建築学科では、総合的協働作業という実社会での活動の中で、自らの高い能力や資質を十分発揮するために、豊かな自己形成及び社会の実現に向けて努力のできる人材の養成を教育基本方針とし、建築技術者として倫理観を備えた世界に通用する人材を輩出してきた。

一方、21世紀の現代社会は、グローバル化が進む中で、地球温暖化に伴う環境問題や頻発する自然災害に伴う防災問題、また、日本では少子化による高齢化社会とともに地方都市の衰退、地域コミュニティの喪失など、これまでにない建築や都市に関する多様な問題を抱えている。加えて、今日の収まりを見せないコロナ禍による生活スタイルの変化もまた、新たな問題として押し寄せている。こうした社会背景を踏まえ、建築学の教育・研究においては、新たに従来の工学中心の学問領域を超えた多岐にわたる分野を横断した組織による多様で高度な教育が求められている。現代社会への問題意識は広がりを見せ、他大学でも建築学系分野の再編の動きがあり、新たな建築学部等の設置が積極的に展開され、また、同時に建築分野の国際化に応じて、国際交流の促進やUNESCO-UIA建築教育憲章に合わせた学部・大学院一貫教育への対応が積極的に進められつつある。

変容する現代社会の中、多様化する問題に対応し、かつ、さらなる国際化に対応できるような人材の養成を深化・発展させていくためには、これまでの工学部一学科内での改編や展開では人的、組織的に限界があるため、新たな枠組みにより、才能ある教員を増やし、多彩な分野を取り入れた新しい柔軟な組織への変革が必要である。また、新たな充実した教育を展開するためには、学科を分科せず、学生が自然に建築に求められている多岐にわたる幅広い分野の教育を享受できる環境を整えることが求められる。今般の建築学

部の設置は、新たな教育体系の構築により、工学の枠を超えた柔軟で幅広い観点から解決策を提案でき、かつ、国際化にも対応できる素養を備えた「建築の多様な分野に係る専門家（建築の専門家）」の養成を通じて、現代社会の問題の克服や豊かで持続可能な社会の実現に寄与するなど、地域社会及び世界に開かれた大学として時代と社会の付託に応えていくものである。

上記のような教育環境の実現を目指す建築学部は、横浜市神奈川区六角橋に位置する横浜キャンパスにおいて4年間の一貫教育を行う。横浜キャンパスは、住宅地に囲まれ、周辺住民の日常の生活空間と共存することが求められる学びの場である。隣接するエリアには、国際都市・横浜やみなとみらい地区がある。この横浜は、近代以降の歴史的建造物の保存はもとより、歴史的遺産としての歴史的建造物を生かした人間中心の都市づくり・街づくりを展開している都市である。また、みなとみらい地区は、令和3年4月開設の本学みなとみらいキャンパスがある我が国の最先端の現代建築が林立する地区としても知られる。建築学部の設置の場は、まさに過去と未来、歴史と文化、日本と海外といった多様な学びを可能とする豊富な素材に囲まれた魅力的な立地といえる。このように、いつでも建築的刺激を受けることのできる環境の中で、実際の都市体験を通じた新たな問題発見等、学生の学びの深化が期待できる。また、横浜キャンパスは、他学部も同一キャンパスに存在することから、本学の有する人的、知的財産を共有できる環境といえ、学生は、自らの興味をもとに他学部の教育も広く学ぶことができる。

なお、建築学部が研究対象とする中心的学問分野は、「建築学」である。建築学部には所属する予定の25人の専任教員が中心となり、それぞれの専門分野の教育・研究を行う。それらの分野は、建築学を教育・研究する際の中核を担う分野であり、また、お互いがそれぞれ密接な関連性のあるもので、分野を超えた共同研究はもちろんのこと、学部を超えた教員間による学際的研究を積極的に行うことも期待される。

(3) 建築学部で養成する人材像及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

建築学部は、前記（2）に記載する学部設置の必要性に鑑み、母体となる既設の工学部建築学科が実践してきた豊かな自己形成及び社会の実現に向けて努力のできる建築技術者の養成という伝統を継承する一方で、高度な専

門性を高めながら、建築学を構成する幅広い学問領域を網羅する教育体系の構築により、モノづくり（建築の提案）とともにコトづくり（場の提案、行動・行為の提案）をも担える人材の養成を目指すものである。すなわち、「建築工学」と「建築デザイン」とともに新たに「都市・生活デザイン」に「幅広いデザイン教養」の融合化された建築教育の実践を通じて、工学の枠を超えた柔軟で幅広い観点から解決策を提案でき、かつ、国際化にも対応できる素養を備えた「建築の専門家」を養成する。

このような人材養成の目的に基づき、建築学部では、学修・教育到達目標として次のA、B、Cの3つの能力を身に付けさせることとし、所定の卒業要件単位を修得した者には、3つの能力と資質を身に付けたものと判断し、学士（建築学）の学位を授与する。

A：自立した良識ある市民としての判断力と実践力

- ①社会と自然の動きに絶えず関心を持って鋭敏な問題意識を醸成する能力を身に付けている。
- ②社会と自然との人間の関わりを理解し、建築の専門家としての論理的な思考力を身に付けている。

B：国際的感性とコミュニケーション能力

- ①幅広い教養と外国語能力を持ち、国際的感性の理解力を身に付けている。
- ②論理的な思考力と多様なプレゼンテーション能力を身に付けている。

C：時代の課題と社会の要請に応える専門的知識と技能

- ①社会と自然に対する建築の専門家としての基礎的知識と専門知識を身に付けている。
- ②社会と自然に対する建築の専門家としての倫理を持ち、社会と建築学の進歩に貢献する思考と能力を身に付けている。
- ③特定の建築学や先端的な領域に深い造詣力を身に付けている。

2 学部・学科等の特色

(1) 建築学部の特色

建築学部は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で提言さ

れた「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえると、大学の7つの主要機能のうち、「2. 高度専門職業人養成」及び「5. 特定の専門的分野（建築学）の教育・研究」の2つの機能を重点的に担う。既設の工学部建築学科の「建築工学」と「建築デザイン」を中心とした伝統的な教育・研究のシステムを継承し、「都市・生活デザイン」に「幅広いデザイン教養」を融合した新たな建築教育の実践により、学生が学年進行によって特定の専門分野のより高度な教育と研究を行うことのできる特色ある学びを実現する。

また、上記の重点的な機能の他、「7. 社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）」に関しては、これまで、既設の工学部建築学科として、地元の神奈川県・横浜市・神奈川区を中心に多くの地域から依頼された課題を教育・研究に採り入れ、解決を図ってきた。それらの多くは、単なる新しい建築の提案という課題ではなく、住民と一体となり、住環境の整備や空き家などの既存の建築・環境の改善提案やリノベーション提案等、新たな行為を提案するものが多く、これまでの伝統的な建築教育では扱われることのなかった社会的貢献の高いものであった。建築学部においても、こうした社会貢献的課題に引き続き積極的に取り組むことによって、建築の専門家の養成を目指すことになる。

（2）教育内容の特色

建築学部では、少人数教育の実施とともに、特定の専門的分野に精通した建築の専門家の養成のための教育を目指し、入学時から1年半の期間を専門基礎課程、後半の2年半を専門応用課程として段階的教育を行う。

専門基礎課程は、建築学部が目指す人材養成とその将来の可能性について、本学の初年次ゼミナール（FYS）等を通して周知し、自らの求める将来像や職業像の探求を課し、併せて専門基礎課程の科目の履修を通じて、建築学部の教育目標と特色の理解を促し、専門応用課程での科目選択等に向けた準備期間とする。

2年次後学期からの専門応用課程では、建築環境、建築構造、建築デザイン、住生活創造、まち再生のそれぞれの分野で用意した科目を中心に専門的な知識と技術を習得する。そして、より高度な教育・研究を求める学生は大

学院に進学することになる。

(資料1) 履修モデル

3 学部・学科の名称及び学位の名称

既設の工学部建築学科が実践してきた豊かな自己形成及び社会の実現に向けて努力のできる建築技術者の養成という伝統を継承しつつ、「建築工学」と「建築デザイン」とともに新たに「都市・生活デザイン」に「幅広いデザイン教養」の融合化された建築教育の実践により、工学の枠を超えた柔軟で幅広い観点から解決策を提案でき、また、国際化にも対応できる素養を備えた建築の専門家を養成することを目的とすることから、学部・学科の名称及び学位の名称は次のとおりとする。

(1) 学部・学科の名称

建築学部 Faculty of Architecture and Building Engineering

建築学科 Department of Architecture and Building Engineering

(2) 学位の名称

学士（建築学） Bachelor of Architecture

4 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

建築学部では、前記のとおり「自立した良識ある市民としての判断力と実践力」、「国際的感性とコミュニケーション能力」、「時代の課題と社会の要請に応える専門的知識と技能」を併せ持ち、工学の枠を超えた柔軟で幅広い観点から解決策を提案できる建築の専門家の養成を目指す。そのため、教育課程を「共通教養科目」並びに「専攻科目」としての「専門科目」、「基礎科目」及び「関連科目」から編成し、幅広い教養と確かな建築学の基礎的知識、新しい時代に必要とされるこれまでの建築学にはなかった体系的な知識を論理的な思考で自在に活用する能力を育成するための科目を配置している。

(2) 教育課程の編成の考え方

建築学部では、細分化された狭い分野を教えるだけでなく、基礎、基本を重視し、専門の骨格を正確に把握させることが必要であるとともに、総合的

な知識や技能を身に付けることができるような幅広い教育を施すことが重要であることから、教養に加えて専門分野に関する幅広い基礎的な知識や能力を身に付けることが可能となる授業科目を配置することによる教育課程の編成としている。

具体的には、1年次から2年次前学期までは専門基礎課程として、基礎科目等を通して建築分野の基礎を学び、2年次後学期から卒業時までには専門応用課程として、学生それぞれの科目選択等により専門領域の知識と技術を学び、3年次後学期には建築学科研究室に所属し、「卒研輪講」、「卒業研究」を通してより特化した領域のもとで調査・研究を行い、卒業に向けての素養と能力の最終的積み上げを行う。

上記のように、専門分野の基礎的な理論や方法論の習得を中心とする教育内容を基礎としつつ、幅広い基礎力の習得を重視するとともに、教育上の目的を明確にし、それらを達成するために必要な科目区分の設定や科目区分の科目構成、科目の対応関係、履修順序や配当年次等に配慮した体系的な教育課程の編成としている。

① 共通教養科目

「共通教養科目」では、幅広い分野にわたる教養や基礎的学力、ジェネリック・スキル（一般的・汎用的な有用性をもつスキル）、自立した良識ある市民としての判断力と実践的能力、国際的感性とコミュニケーション能力等の現代職業人に求められる広い視野と教養を身に付けることから、大学で学ぶための技法と思考力を育成する「初年次ゼミナール」、「外国語科目」、「教養基礎演習」、「人文の分野」、「社会の分野」、「自然の分野」、「人間形成の分野」、「現代社会と市民」の8つの科目区分により編成している。

「共通教養科目」における科目区分ごとの授業科目数と単位数は、「初年次ゼミナール」1科目2単位、「外国語科目」157科目161単位、「教養基礎演習」1科目2単位、「人文の分野」12科目24単位、「社会の分野」13科目26単位、「自然の分野」13科目26単位、「人間形成の分野」11科目19単位、「現代社会と市民」7科目14単位としており、「共通教養科目」全体として215科目274単位を配置している。

なお、建築を学ぶにあたっての基礎知識を習得する「FYS」と、英語の基礎的な学力を習得する「英語Ⅰ・Ⅱ（Listening）」、「英語Ⅰ・Ⅱ（Speaking）」、「英語Ⅰ・Ⅱ（Reading）」、「英語Ⅰ・Ⅱ（Writing）」については必修科目としている。

② 専攻科目

「専攻科目」においては、基礎、基本を重視し、専門の骨格を正確に把握させるとともに、科目間の関係や履修の順序、単位数等に配慮し、系統性と順次性のある教育課程を編成することとしており、専門教育を体系的に展開することから、建築学の基礎的な知識や建築の専門家としての専門知識を習得する「専門科目」、建築学を理解するうえで欠かせない基本的な学力を養う「基礎科目」、学生の関心に基づき建築学と関連する多角的な知識を習得する「関連科目」の科目区分により編成している。

「専攻科目」における科目区分ごとの授業科目数と単位数は、「専門科目」91科目189単位、「基礎科目」23科目53単位、「関連科目」17科目34単位としており、「専攻科目」全体として131科目276単位を配置している。

ア 専門科目

「専門科目」のうち専門必修科目は、建築学の基礎的な知識を学ぶ科目である。これらの必修科目により、建築学の基礎的な専門知識を習得するとともに、建築の専門家としての役割と責任についての自覚を養う。

専門選択科目は、自らの関心と学修意欲によって自由に選択し履修することができる科目であり、より専門的な知識を習得するための科目である。2年次後学期以降、学生は、履修上の区分に応じて専門選択科目を選択していくことになるが、単位を修得する科目によって、一級建築士（国の認定）・二級建築士（都道府県の認定）の受験資格等が得られる場合がある。

イ 基礎科目

「基礎科目」は建築学を理解するうえで欠かせない基本的な学力を養う科目であり、数学、物理学、化学、情報処理等の科目とともに芸術・環境系の科目も含まれている。

また、建築は人間生活と不即不離の関係にあり、単なる機能性の追求だけではなく、芸術性はもちろんのこと精神性にまで大きな影響を与えることになる。そうした側面から建築を学ぶ必要もあり、芸術・環境系分野では、「近代デザイン史」、「現代アート論」、「家族・コミュニティ論」、「都市フィールド学」、「環境心理学」等の科目も配置している。

ウ 関連科目

「関連科目」は、建築学と関連があると考えられる数学、物理学、技術者倫理、知的財産権等に関する科目を中心に配置するほか、総合大学ならではの特色を生かし、他学部・他学科開講の専攻科目の一部を関連科目として履修することを可能としている。

(資料2) カリキュラム系統図

5 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

本学の学部の教育課程は、 Semester制を採用しており、建築学部についても、1年間を2 Semester（前学期・後学期）とし、4年間で第8 Semesterまでとする。また、配当年次は、基礎から応用へと体系的な学修が可能となるよう配慮しており、専門教育においては、専門分野の教育内容ごとに知識や技能を習得し実践に応用するため、授業の内容と科目間の関係や履修の順序に留意するとともに、単位制度設計の観点を踏まえて、特定の学年や学期において偏りのある履修登録がなされないような配当としている。

建築学部の授業方法は、基本的な知識の習得並びに学説や物事などの現象及び事象の理解を目的とする教育内容については、講義形式による授業形態を採ることとし、建築図面の作成技術をはじめ、建築構造、建築環境、建築デザイン、住生活創造、まち再生の各分野における実験・分析手法の習得等、知識や技能を実践に応用する能力の習得を目的とする教育内容については、演習形式及び実験・実習形式による授業形態を採ることとしている。

授業の内容に応じた学生数の設定については、学修段階に応じて2年次前学期までと、2年次後学期以降に分けて設定し、授業の内容や授業の方法、施設や設備の状況、実験・実習や演習・研究の指導体制等の教育上の諸条件

を考慮して、教育効果を十分に上げられるものとしている。講義科目は、2年次前学期までは最大で200人、2年次後学期以降は最大で50人、演習科目は、2年次前学期までは最大で70人、2年次後学期以降は50人、実験・実習科目は、最大で50人としている。なお、演習科目や実験・実習科目の多くで、複数教員を配置するほか、学生は複数の班に分け、教員1名あたりの学生数に十分配慮した体制としている。また、学修の仕上げとなる3年次後学期からの卒業研究（卒業設計）では、教員1名あたりの学生数10名程度に対し、助教等のサポートも加えつつ、学部・学科全体で連携したきめ細やかな指導を行う。

さらに、卒業時における学生の質を確保する観点から、予め学生に対して各授業における目標やその目標を達成するための授業の方法や計画等を明示したうえで、成績評価基準や卒業認定基準を提示し、これに基づき厳格な評価を行うこととしている。

このように、建築学部では、教育の質保証の観点を踏まえたうえで、教育方法の整備と充実に努めることとしているが、新たに学部を設置することから、今後とも状況等に応じて教育方法のさらなる整備と充実に努める。

（2）履修指導方法

履修指導方法は、授業を受ける学生に対して、教員が相談に応じる専用の時間を設けることにより、個別のきめ細やかな履修指導を行う体制を整えるとともに、履修ガイダンスを実施したうえで、学生の適性や能力に応じて学生の履修科目の選択に関する助言を行う専門的な職員を配置し、個別の履修相談に応じるなど、学生への履修指導体制を整備することとしている。

また、単位制度の実質化の観点を踏まえたうえで、学生の主体的な学びを促し、教室における授業と教室外での学習を合わせた充実した授業を展開することにより学習効果を高めることから、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、1年間に履修科目として登録することができる標準的な単位数の上限を48単位と定めている。

さらに、学部教育段階では、基礎的な専門知識や技能を確実に習得させることに重点を置くことが重要であるとの認識のもとに、次のとおり、1年次から2年次への進級及び3年次から4年次への進級について進級要件を設

けるとともに、各専門分野の学問体系と学修段階に即した授業科目を配置することで、特定の学期における偏りのある履修登録を避け、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるよう養成する具体的な人材像に対応した典型的な履修モデルを提示することとしている。

① 1年次から2年次への進級について

1年次終了までに、卒業要件単位数のうち、「初年次ゼミナール」(FYS) 2単位及び専門必修科目10単位を含む26単位以上を取得。

② 3年次から4年次への進級について

3年次終了までに、卒業要件単位数のうち、別に定める必要修得科目を含む100単位以上を取得。

(資料1) 履修モデル

このように、建築学部では、質保証システムの整備と確立に向けて、個別の学生に対する履修指導体制を整えることとしているが、新たに学部を設置することから、履修指導方法の継続的な整備と充実に努める。

(3) 卒業要件

建築学部における卒業要件は、学部に4年以上在学し、かつ、体系的な授業科目の履修により125単位以上を修得することとし、「共通教養科目」については、必修科目9科目10単位を含む32単位以上を、「専攻科目」については、必修科目16科目36単位を含む93単位以上をそれぞれ修得することとしている。

なお、学生が卒業要件を満たし、かつ、所定の科目を修得することにより、卒業と同時に一級建築士、二級建築士、木造建築士の受験資格を得ることができる。これと同様に、卒業要件単位に含まれる科目の他、教職関連科目の単位を修得することで、高等学校教諭第一種免許状(工業)の取得を可能としている。

6 実習の具体的計画

教職課程の実習については、次のとおりである。

① 実習の目的

観察・参加・実習という方法で教育実践に関わることを通して、教育者

としての愛と使命感を深め、将来教員になるうえでの能力や適性を考えるとともに課題を自覚することを目的とする。一定の実践的指導力を有する指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実際を体験的・総合的に理解し、教育実践並びに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身に付ける。

② 実習先の確保の状況

実習先の確保の状況については、別紙のとおりである。

(資料3) 教育実習実施承認書(写)

③ 実習水準の確保の方策

教育実習の受講資格として、次のアからウまでの条件を設けている。

ア 教育実習の内諾依頼を行う前年度までに以下の条件を満たしておくものとする。

(a) 「教育の基礎的理解に関する科目等」から12単位以上を修得していること(「教育原論」、「教育と社会」、「教育心理学」を含む。)

(b) 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」から4単位以上を修得していること。

(c) 実習教科によって定められている検定試験に合格していること。

(d) 対象者は学内で実施する各種基礎学力試験に合格していること。

・社会系基礎学力試験(対象:法学部・経済学部・経営学部・国際日本学部・人間科学部「社会」、「地理歴史」、「公民」の教育実習予定者)

・保健体育系基礎学力試験(対象:人間科学部「保健体育」の教育実習予定者)

イ 教育実習を行う前年度までに以下の条件を満たしておくものとする。

(a) 教育実習校から受け入れの内諾を書面にて得ていること。

(b) 1・2年次担当の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目をすべて及び3年次担当の「教育実習指導Ⅰ」を修得していること。中学校実習の場合は「道徳教育論」も含む。

(c) 3年次担当の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目「特別支援教育論」、「総合的な学習の時間の指導論」、「教育相談」のうち、2科目以上を修得していること。

(d) 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の「教科教育法」(注)は免許教科に即して4単位修得していること。なお、中学校実習の場合は8単位を修得していることが望ましい。

(e) 1・2年次配当の「教科に関する専門的事項」(注)の必修科目をすべて修得し、かつ「教科に関する専門的事項」(注)の修得単位数が24単位以上であること。

(f) 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」をすべて修得していること。

(g) 理学部は卒業研究着手の条件を満たしていること。

(注) 複数教科の免許取得を希望している場合の「教科教育法」及び「教科に関する専門的事項」は、原則として“教育実習を行う教科”を指すものとする。

ウ 教職課程担当の専任教員によって委員会を構成し、年度末に開催する「判定会議」において、成績等を審査し、教育実習の受講資格の可否を認定する。

⑤ 実習先との連携体制

実習期間に先立って、大学から実習校に対して本学教職課程の教育方針並びに実習生及び訪問指導等に関する情報を提供する。そのうえで、実習校が遠方である学生を除いて多くの実習生に対しては、ゼミナール・研究室指導教員や教員養成カリキュラム委員会委員、教職課程担当教員がその実習校を訪問し、実習校の指導教諭と情報交換を行う。遠方の実習生に対しては、主に教職課程専任教員が実習校への電話連絡を行うことで、実習生の様子を把握するとともに、学校長や指導教諭と情報交換を行う。

⑥ 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

すべての実習生に対して、大学として「学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険」へ加入している。また、教育実習前の指導科目において、学校における感染症対策の取組、守秘義務、SNS使用の注意点、セクシュアルハラスメント等への注意喚起を行っている。

⑦ 事前・事後における指導計画

ア 事前指導（予復習含む）（3年次後学期から4年次前学期）

(a) 教職課程専任教員による講義

(b) 外部講師による特別講義

イ 情報教育、人権教育、教育と性、生徒指導

(a) 上記テーマに関する討論（外部講師による特別講義に関するレポート作成を含む。）

(b) 授業参観（授業参観後の研究会及び授業レポート作成を含む。）

(c) 模擬授業と教材研究（学習指導案の作成を含む。）

ウ 事後指導（予復習含む）（4年次前学期）

(a) 実習報告・反省会

(b) 今後の進路選択授業

(c) 「教職実践演習（中学・高校）」に向けた課題の整理

⑧ 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

多くの実習生に対し教職課程担当教員以外にも、ゼミナール・研究室指導教員や教員養成カリキュラム委員会委員も実習事前指導にあたり、それらの教員が実習校を訪問し、実習校の指導教諭と情報交換しつつ、実習生の教壇実習参観及び実習生からの報告に基づいて、実習生に助言し、支援を行う。実習校が遠方の実習生に対しては、主に教職課程専任教員が実習校に電話連絡して実習生の様子を把握したうえで、必要に応じて助言、支援する。実習校訪問を行う教員間で負担が偏らないよう調整を図ったうえで、事前に連絡会を開催し、指導方針・方法について確認を行う。

⑨ 実習施設における指導者の配置計画

実習校には教育実習担当の教諭がおり、受入学生の指導をいただいている。

⑩ 成績評価体制及び単位認定方法

学生のクラス担任の教職課程専任教員が、実習校の成績評価を参考にして、実習担当者会議の討議を経て評価する。

7 取得可能な資格

建築学部において取得可能な資格とその取得条件等は、別紙のとおりである。

（資料4）取得可能な資格等

8 入学者選抜の概要

(1) 受入方針（アドミッション・ポリシー）

建築学部では、工学の枠を超えた柔軟で幅広い観点から解決策を提案でき、かつ、国際化にも対応できる素養を備えた「建築の多様な分野に係る専門家（建築の専門家）」の養成することを目的に掲げていることから、これを実現するための社会・文化・自然に関する幅広い視野と教養並びに建築学の基礎的知識と専門知識の学修を通じて、建築の専門家としての倫理をもち、論理的な思考力、自己表現能力、コミュニケーション能力等を育成する。

上記のディプロマ・ポリシー及びカリキュラムポリシーに基づき、次の①から④に記載する学力と意欲を備えた人物を受け入れる。

- ① 建築学部での学修に必要な基礎学力を十分に備えている人
- ② 向学心が強く、自主的・創造的に学ぶ姿勢を有している人
- ③ 特定の建築学領域や先端的な領域に強い関心を持っている人
- ④ 自らの将来像や進路について深く考え、勉学への明確な目的意識を持っている人

(2) 選抜方法

選抜方法は、大きく分けて、推薦系試験、科目受験型試験及びその他の入学試験の3つの種別からなる。推薦系試験として、指定校制推薦入学試験、附属高等学校推薦入学試験、スポーツ重点強化部推薦入学試験、公募制推薦（スポーツ・音楽推薦）入学試験、公募制自己推薦入学試験が、科目受験型試験として、給費生試験、一般入学試験、大学入学共通テスト利用入学試験が、その他の入学試験として、外国高等学校在学経験者入学試験、卒業生子弟・子女入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験があり、これらの入学試験により選抜することとしている。

推薦系試験のうち、指定校制推薦入学試験、附属高等学校推薦入学試験及びスポーツ重点強化部推薦入学試験では書類審査及び面接試験、公募制自己推薦入学試験では書類審査、小論文（又はデッサン）及び面接試験により選考を行うこととしている。

また、科目受験型試験のうち、給費生試験及び一般入学試験では筆記試験（3教科を基本）により、大学入学共通テスト利用入学試験では本学が指定

する科目の大学入学共通テストの結果により選考を行うこととしている。

その他の入学試験のうち、外国高等学校在学経験者（帰国生徒等）入学試験では書類審査、小論文、数学・理科等に関する総合問題及び面接試験により、卒業生子弟・子女入学試験及び社会人入学試験では、書類審査、小論文、面接試験により、外国人留学生入学試験においては日本留学試験の結果に加え、書類審査、小論文及び面接試験により選考を行うこととしている。

（3）判定方法

入学者の受入方針に基づく入学者選抜における判定方法について、興味と関心や学習意欲を有していることに関しては、書類審査のために提出された書類（志望理由書等）や面接試験により、また、高等学校の主要教科における教科書レベルの知識を有していることに関しては、書類審査や筆記試験により、それぞれ判定することとしている。なお、推薦系試験においては、課外活動やボランティア等を通じた社会貢献度を評価することがある。

各選抜方法の募集人員については、推薦系試験で3割程度、科目受験型試験等で7割程度としている。

9 教員組織の編制の考え方及び特色

建築学部の教員組織については、教育課程の編成方針を踏まえたうえで、主要な分野の授業科目数や単位数に応じて、各教育内容における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する専任教員を配置しており、従来型の工学的分野を中心とした建築学の専門家の充実とともに、近年、社会的な関心が高まっている住生活空間やまちづくりに関する分野を専門とする多彩な教員を配置することとしている。

具体的な専任教員の異動・採用計画は、既設の工学部建築学科から14人（うち教授10人）を異動するとともに、新規に専任教員11人（うち教授4人）を採用することとしており、大学設置基準に定める基準教員数17人に対して25人（教授14人、准教授4人、助教7人）の教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する専任教員を配置することで、教育研究水準の維持向上や教育研究の活性化に支障のないよう配慮した教員組織としている。

なお、年齢構成においても、特定の年齢層に偏ることのないよう配慮した組織としており、完成年度の3月31日時点で、30歳代6人、40歳代7人、50歳代2人、60歳以上10人から構成している。このうち、60歳代の2人は完成年度前に70歳の定年を迎えることになるが、本学「特任教員の任用等に関する規程」第10条により、教学組織の改編等に伴い教育研究上当該教員を欠くことのできない場合には、3月31日時点で73歳となるまで特任教員として任用することが可能である。担当科目の継続性を確保のため、当該2人の教員を完成年度である令和7年度まで特任教授として任用することとなるが、後任となる専任教員の補充計画については、学生の教育研究に影響を来すことのないよう早期に公募を実施し機関決定するとともに、今般、新たな学部を設置することから、教員組織の継続的な整備と一層の充実に努める。

(資料5) 就業規則施行細則

(資料6) 特任教員の任用等に関する規程

(別記様式第3号(その他3)) 専任教員の年齢構成・学位保有状況

建築学部が研究対象とする中心的学問分野は、「建築学」であり、建築構造・材料、防火・防災、建築環境工学、建築デザイン、建築計画、建築歴史・意匠、生活学、都市計画、建築社会システム等を専門とする専任教員が、それぞれの専門分野の教育・研究を行う。これらの分野は、建築学を教育・研究する際の中核を担う分野であり、教授及び准教授が主宰する研究室を基盤としつつ、複数の研究室による共同研究も推進することで、細分化された研究分野を横断しつつ、多様な分野を包含する建築学部全体としての研究の活性化を図ることができる体制となっている。

10 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

建築学部を設置する本学の横浜キャンパスは、神奈川県横浜市神奈川区に位置し、現在、校地面積は、約111,233㎡を有している。その内、校舎敷地面積が約55,303㎡、運動場面積が約40,079㎡で、運動用設備としては、野球場をはじめ、陸上競技場兼サッカー場、ラグビー場、テニスコート等を備えているとともに、敷地内の空地を利用して、学生が休息す

のための十分な場所を確保することで、大学教育に相応しいキャンパス環境を整えている。

(2) 校舎等施設の整備計画

本学の横浜キャンパスでは、現在31棟の校舎等施設を有しており、その総面積は約112,189㎡で、学部教育に必要となる主な教室等の内訳としては、講義室104室、演習室107室、実験・実習室334室、情報処理室10室、語学学習施設4室の他、教員研究室355室、非常勤講師室、図書館、学長室、会議室、事務室、保健室、学生自習室、学生食堂等を整備している。

建築学部の設置に伴う校舎等施設の整備計画については、講義室、演習室及び実験・実習室を含めて既存の校舎等施設を有効的に利用することとしており、専任教員の研究室については、教員組織として計画している専任教員数25人（教授14人、准教授4人、助教7人）に対して、1室当たり21㎡以上の専任教員研究室25室を設ける。また、新たに木加工設備、CNC関連、レーザー加工機等を導入したものづくりの工房を整備することとしている。

設備の整備計画については、現在、既設の学部等で使用している教具、校具、その他の備品（教育活動に必要なもので、前述に該当しない備品）を有効的に転用することとしている。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

神奈川大学図書館は、現在、蔵書数約1,465千点を有している。キャンパス別の内訳は、横浜図書館で約1,229千点、平塚図書館で約235千点である。令和3年4月に開設するみなとみらいキャンパスの図書館には、横浜図書館及び平塚図書館からの移管資料も含めて約120千点の蔵書を予定している。これらに含まれる資料は、資産扱いとなる図書、視聴覚資料、製本雑誌である。利用者はキャンパスを問わず、所蔵資料を利用することができる。

雑誌については、3キャンパスで15,209タイトル（うち洋雑誌4,927タイトル）を所蔵することになるが、現在は利用の面でも電子ジャーナルでの提供が主流となっており、電子ジャーナルの契約タイトルは2,79

5タイトルである。データベースのパッケージ契約により購読できるタイトルを含めると、令和3年3月現在で21,510タイトルである。

電子ジャーナル以外の電子リソースについては、各種データベース、電子書籍等を契約、購入しており、利用者はキャンパス内に限らず、Shibboleth認証（学認）及びVPN接続によりリモートでも利用できる環境を提供している。

建築学部の在学生在が主に利用する横浜図書館は、地下2階に積層書庫を持ち、地階から3階まで4階層の閲覧空間を持つ独立した建物（15号館）と、隣接の23号館地下書庫及び27号館書庫で構成されている。地階は、グループ閲覧室、ミーティングコーナー、リフレッシュルーム等、ラーニングコモンズ機能を備えた閲覧室と、視聴覚資料閲覧室、各種講演会等を実施する視聴覚小ホールがある。1階は、閲覧カウンターを中心として、利用頻度が多い資料及び受入の新しい和書を配架している開架閲覧室と、各種雑誌を配架している雑誌閲覧室からなり、貴重書を含む幅広い蔵書を紹介するための展示コーナーも設置している。2階は、調べ物ができるフロアで、レファレンスカウンターを中心に主に参考図書を配架し、通常の閲覧席に加えパソコンを備えた閲覧席、少人数教育に即した情報リテラシーセミナー室とグループ情報検索室等を設置している。3階は、文庫・新書コーナーと大きな3つのタイプの異なる閲覧室を設置し、個人学習専用のフロアとなっている。館内には固定パソコンも設置しているが、館内貸出専用のノートパソコンも30台備えている。個人所有や貸出を受けたパソコン利用のため、各階に無線LANを整備している。また各フロアにコピー機も設置している。

本学においては、横浜図書館は中央館としての機能を果たし、部局や研究所等の資料も集中管理をしている。

神奈川大学図書館は、日本図書館協会や私立大学図書館協会への加盟をはじめ、神奈川県図書館協会、横浜市内大学図書館コンソーシアムの主要メンバーとして活動しており、加えて、国立情報学研究所（NII）の目録所在情報システム（NACSIS-CAT/ILL）や、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスに参加している。また、神奈川県立図書館や平塚市立図書館、大磯町立図書館との相互貸借を含む地域図書館との連携も積極的に図っている。令

和元年度からは、KL-NET（神奈川県図書館情報ネットワーク）にも加盟し、神奈川県内の公共図書館及び加盟大学との相互貸借を活発に行っている。

なお、今般新たに設置する建築学部では、既設の工学部建築学科において整備が行われている図書を継承しつつ、さらなる充実を図ることとしている。

1.1 管理運営

(1) 評議会

既設の大学の教学面における管理運営の体制としては、大学全体の管理運営を統括する評議会を設置し、「神奈川大学評議会規程」の規定に基づき、適切な管理運営を行っている。

評議会の役割は、教学の最高決定機関として、大学全体に関する重要な事項を審議することとしており、その構成は、学長、各学部長及び各学部から選出された2人の専任教員で構成される。なお、評議会の開催については、定例的に月1回程度開催されており、審議事項は、学則及び規程の改廃、学部学科の設置及び改廃、教員人事等としている。

(資料7) 神奈川大学評議会規程

(2) 建築学部教授会

建築学部の教学面における適切な管理運営を行うことを目的として、建築学部教授会を設置し、「神奈川大学建築学部規程」に基づき、定例教授会を月1回程度開催することとしている。また、建築学部教授会においては、学部の意思決定機関として、教員人事、教育課程、卒業認定等を審議事項としている。

1.2 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価の実施状況

本学では、「神奈川大学自己点検・評価規程」に基づき、自己点検・評価活動を統括するため、学長の下に、「神奈川大学自己点検・評価全学委員会」を設けており、さらに、同委員会の下に、各学部等における組織ごとの自己点検・評価を行うための学部等実施委員会を設置しており、6年毎に自己点検・評価報告書を作成するとともに、認証評価制度に基づき、平成21年度

及び平成27年度に、公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審、基準への適合の認定を受けている。

自己点検・評価結果等については、ホームページに掲載するとともに、同協会から助言を受けた事項に加え、指摘を受けた事項について、その後の改善活動の進捗状況を各組織に求め、その包括的な結果を、ホームページに公開している。

<http://www.kanagawa-u.ac.jp/accreditation/active/index.html>

(2) 自己点検・評価の基本項目

本学では、神奈川大学自己点検・評価規程に基づき、①理念・目的、②教育研究組織、③教育内容・方法、④学生の受け入れ、⑤学生生活、⑥研究環境、⑦社会貢献、⑧教員組織、⑨事務組織、⑩施設・設備、⑪図書・電子媒体等、⑫管理運営、⑬財務、⑭自己点検・評価、⑮情報公開・説明責任などの基本項目について、自己点検・評価を実施することとしている。

1.3 情報の公表

(1) 情報の提供の基本方針

本学では、社会に対する説明責任を果たすことから、積極的な情報の公開に努めてきたところであるが、教育の質を向上させる観点から、学校教育法施行規則第172条の2第1項の内容を踏まえたうえで、教育研究活動等のさらなる情報の公表に向けての組織的な取組の強化を図ることとしている。

(2) 情報の提供の基本項目

本学における教育研究活動等に関する情報の提供については、大学案内やホームページ等において、次の項目により公表する。

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること
- ② 教育研究上の基本組織に関すること
- ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- ⑦ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ⑧ 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

なお、上記の情報の提供項目に加えて、学則等各種規程、教育研究活動の情報、教育研究上の目的、自己点検・評価報告書、認証評価結果、事業計画、財政状況、設置認可申請書又は設置届出書、設置計画履行状況報告書等についてもホームページで公表している。

<http://www.kanagawa-u.ac.jp/disclosure/>

1.4 教育内容等の改善を図るための組織的な取組

本学における FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を推進するため、「神奈川大学教育支援センター規程」に基づき、学長の下に、主に各学部 FD 委員会委員長及び大学院学務委員会委員等からなる「FD・学生支援推進委員会」を組織している。当委員会では、本学の教育理念並びに各学部及び各研究科の教育目標に基づき、教員の自主的・自律的な日常的教育改善を実施する活動及びそれを支援するため、教員と職員とが協働し、本学学生の参画を得て、組織的な研修及び研究を実施する FD 活動を行っている。

具体的には、毎年度、当委員会にて FD 活動の基本方針を策定しており、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、大学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる新任教員対象 FD 研修会を平成 27 年度から開催している。その他、学生の主体的な学びを促進するアクティブ・ラーニングや障がい学生支援の理解等、教育（授業）改善のための FD 研修会を平成 20 年度から毎年開催するとともに、平成 27 年度からは、学修状況調査を実施し、学生の学修及び進路に関する意識に基づいたアセスメントポリシーの点検及び成績データ（GPA）等とを合わせて、複合的に学修状況の統計分析を行っている。

また、大学間 FD 連携としては、平成 20 年度から全国私立大学 FD 連携フォーラム及び FD ネットワーク”つばさ”に加盟し、会員校が連携して FD 活動に取り組んでいる。その他平成 27 年度からは、横浜市内大学（関東学院大学、横浜国立大学）との FD 連携包括協定を締結し、FD 合同連絡会議及びヨコハマ FD フォーラムを開催しており、さらに平成 28 年度からは、横浜市立大学を加えた横浜 4 大学による FD 連携へと広がっている。

これらの FD 活動は、教員の資質の維持向上に繋がっており、FD ニュースレターを発行して学内外にも周知を図っている。

1.5 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

(1) 教育課程内での取組について

「共通教養科目」の「共通基盤科目」の「人間形成の分野」に、大学及び学部等の教育上の目的に応じた社会的・職業的自立に関する指導等に関する教育課程内の取組として、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことを目的とする「キャリアデザイン」、「国内インターンシップ」、「海外インターンシップ」3 科目を配置している。「キャリアデザイン」の目的を具体的に示すと、次のとおりとなる。

- ① 自分に期待し、自分の将来を展望できる力を養う。
- ② 大学生活を、自分の力で、価値あるもの、充足したものにできる力を養う。
- ③ 大学生として、社会の一員として必要な「5つの力＝自己発見力、自己実現力、問題解決力、対人関係力、自己表現力」を養う。
- ④ リアリティのある進路・職業観を形成する。

また、「国内インターンシップ」、「海外インターンシップ」は、夏季のインターンシップ実習参加希望者を対象として、社会人と協働するために必要な意識と姿勢、職場実習での要件の理解・習得をテーマに取り組むこととしており、目的意識形成、挨拶・ビジネスマナー、敬語を使った会話、職場での課題対応等の実践的内容をトレーニングすることにより、「就職すること」、「仕事をする事」がより一層、具体的で身近なものとなることを意図した教育内容としている。

さらに、実践の場を教材に「働くとは何か」、「自分は何に向いているのか」などを実際に体験する場としてインターンシップを行うことにより、就職活動を始める前に、将来への目的意識を明確にするとともに、インターンシップを通じて何を得たのかを考え、企業を選択することにつなげていくこととしている。

(2) 教育課程外での取組について

教育課程外での取組については、主に本学就職支援システムより、求人情報の提供、就職相談の受付、カウンセリング、U・Iターン情報等の提供をしている。

また、1年次生から3年次生には適性試験を実施し、就学状況の把握に努めている。4月から5月にかけては、全学部を対象にした就職ガイダンスを実施し、就職活動の流れ、インターンシップ(実習5日以上)参加への促進、各種講座の紹介等を行い、卒業生の活躍をまとめた「JINDAI CAREERS」を配布している。2月に業界研究会、3月に大規模な学内合同企業説明会を開催しており、業界研究会・合同企業説明会に関する事前ガイダンスも実施している。

(3) 適切な体制の整備について

キャリア教育及びインターンシップについては、共通教養教育に関する事項を審議するために設置されている「共通教養教育全学委員会」の下に設置された「共通教養教育センター運営委員会」において検討がなされ、同運営委員会において検討された事項が「各学部教授会」、「評議会」の審議を経て教学としての最終決定がなされた後、実行に移されている。なお、キャリア教育及びインターンシップに関する事務局については、教務部及び就職支援部が所管することとしている。

以上

資 料 目 次

- 資料 1 履修モデル
- 資料 2 カリキュラム系統図
- 資料 3 教育実習実施承認書(写) ※掲載省略
- 資料 4 取得可能な資格等
- 資料 5 就業規則施行細則
- 資料 6 特任教員の任用等に関する規程
- 資料 7 神奈川大学評議会規程

履修モデル:建築構造

建築学の基礎的知識に加えて、工学技術を身に付け、建築構造技術に関わる分野で活躍する人材を養成するモデル

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		区別単位数計	
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数		
共通教養科目	外国語科目	FYS	2						2	
		英語 I (Listening)	1	英語 I (Reading)	1					
		英語 II (Listening)	1	英語 II (Reading)	1					
		英語 I (Speaking)	1	英語 I (Writing)	1					
	演習・基礎									
		人文の分野		哲学 倫理学	2 2			心理学	2	6
	社会の分野			生涯学習論 経営学	2 2					4
		自然の分野		統計学	2	科学技術史 物理学	2 2	コンピュータ概論	2	8
人間の形成の分野	芸術	2							2	
共通テーマ科目					科学技術と社会	2	科学の世界	2	4	
専攻科目	専門科目	建築グラフィックス	3	設計製図Ⅱ	3	建築法規	2	卒研輪講	2	
		建築の構工法	2	建築の計画とデザイン	2	建築技術英語Ⅰ	1	卒業研究	6	
		住生活創造概論	2	まち再生概論	2	建築技術英語Ⅱ	1			
		力と形	1	建築の材料	2	建築の生産	2			
		建築環境概論	2	木質構造	2	建築構造輪講Ⅰ	1			
		日本建築史	2	地球環境建築	2	建築構造輪講Ⅱ	1			
		設計製図Ⅰ	3	断面と部材の力学及び演習	3	鉄筋コンクリート構造の設計演習	2			
		西洋建築史	2	骨組の力学及び演習	3	鋼構造の設計演習	2			
		建築の力学及び演習	3	地域防災概論	2	建築学実験	2			
		建築の設備	2	建築情報処理	1	建築構造・材料実験	1			
		建築CAD演習Ⅰ	2	建築構造デザイン	2	建築都市防災	2			
		横浜建築	2	鉄筋コンクリート構造 基礎構造の設計演習 建築CAD演習Ⅱ	2 2 2	鋼構造 建築の耐震解析及び演習	2 3			
		基礎科目	微分積分学A	4	物理学実験A	2				
幾何学A	2									
微分積分学B	4									
物理学A	2									
情報処理演習Ⅰ	1									
関連科目									0	
年間単位数	47		46		28		14			
合計単位数	125									

履修モデル:建築環境

建築学の幅広い知識を基礎に持ち、建築環境、建築設備の分野で活躍する人材を養成するモデル

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		区分別単位数計	
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数		
共通教養科目	外国語科目	FYS	2						2	
		英語 I (Listening)	1	英語 I (Reading)	1				8	
		英語 II (Listening)	1	英語 II (Reading)	1					
		英語 I (Speaking)	1	英語 I (Writing)	1					
	英語 II (Speaking)	1	英語 II (Writing)	1						
	演習基礎	文章表現基礎演習	2						2	
	共通基盤科目	人文の分野		倫理学	2	心理学	2			4
社会の分野			人文地理学	2	経済学	2			4	
自然の分野		数学	2	化学	2	統計学	2		6	
人間形成の分野						公衆衛生	2		2	
共通テーマ科目			環境と社会	2	科学技術と社会	2	公共の新しいかたちをもとめて	2	6	
専攻科目	専門科目	建築グラフィックス	3	設計製図Ⅱ	3	建築法規	2	卒研輪講	2	79
		建築の構工法	2	建築の計画とデザイン	2	建築技術英語Ⅰ	1	卒業研究	6	
		住生活創造概論	2	まち再生概論	2	建築技術英語Ⅱ	1	建築設備のマネジメント	2	
		力と形	1	給排水衛生設備	2	給排水衛生設備演習	2			
		建築環境概論	2	建築環境工学Ⅰ及び演習	3	空気調和設備設計演習	2			
		日本建築史	2	建築環境工学Ⅱ及び演習	3	建築学実験	2			
		設計製図Ⅰ	3	空調設備Ⅰ	2	建築環境工学実験	1			
		西洋建築史	2	木質構造	2	建築環境輪講Ⅰ	1			
		建築の力学及び演習	3	建築の材料	2	建築環境輪講Ⅱ	1			
		建築の設備	2	地球環境建築	2	建築の生産	2			
	横浜建築	2	建築情報処理	1	電気設備	2				
	建築CAD演習Ⅰ	2			空調設備Ⅱ	2				
	基礎科目	微分積分学A	4	物理学実験A	2					14
微分積分学B		4								
幾何学A		2								
物理学A		2								
関連科目									0	
年間単位数	48		38		27		14			
合計単位数	125									

履修モデル:建築デザイン

建築学の基礎的知識に加えて、建築デザインに関する知識と技術を身に付け、建築設計の分野で活躍する人材を養成するモデル

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		区分別単位数計	
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数		
共通教養科目	外国語科目	FYS	2						2	
		英語 I (Listening)	1	英語 I (Reading)	1				8	
		英語 II (Listening)	1	英語 II (Reading)	1					
		英語 I (Speaking)	1	英語 I (Writing)	1					
	英語 II (Speaking)	1	英語 II (Writing)	1						
	共通基盤科目	人文の分野	日本史	2	文化人類学	2				4
		社会の分野	社会学	2			人文地理学 法学	2 2		6
自然の分野		科学技術史	2	数学 統計学	2 2				6	
人間形成の分野			芸術	2					2	
共通テーマ科目	現代社会と市民		環境と社会	2	公共の新しいかたちをもとめて	2			4	
専攻科目	専門科目	建築グラフィックス	3	設計製図Ⅱ	3	建築法規	2	卒研輪講	2	
		建築の構工法	2	建築の計画とデザイン	2	建築技術英語Ⅰ	1	卒業研究	6	
		住生活創造概論	2	まち再生概論	2	建築技術英語Ⅱ	1			
		力と形	1	木質構造	2	都市計画	2			
		建築環境概論	2	建築の材料	2	近現代建築史B	2			
		日本建築史	2	近現代建築史A	2	建築デザインⅡ	3			
		設計製図Ⅰ	3	建築デザインⅠ	3	建築デザイン輪講Ⅰ	1			
		西洋建築史	2	建築CAD演習Ⅱ	2	建築学実験	2			
		建築CAD演習Ⅰ	2	地球環境建築	2	建築設計論	2			
		建築の力学及び演習	3	地域防災概論	2	建築の生産	2			
		建築の設備	2			都市デザイン論	2			
		造形デザイン	2			建築デザインⅢ	3			
		横浜建築	2			建築デザイン輪講Ⅱ	1			
基礎科目	微分積分学A	4	物理学実験A	2					12	
	物理学A	2	環境心理学	2						
			現代アート論	2						
関連科目										
年間単位数	46		42		30		8			
合計単位数	126									

履修モデル:住生活創造

建築学の基礎的知識(一級建築士受験資格)を身に付け、住宅デザインや生活環境デザイン等を専門として活躍する人材を養成するモデル

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		区分別単位数計
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	
共通教養科目	外国語科目	FYS	2						2
		英語 I (Listening)	1	英語 I (Reading)	1				8
		英語 II (Listening)	1	英語 II (Reading)	1				
		英語 I (Speaking)	1	英語 I (Writing)	1				
	英語 II (Speaking)	1	英語 II (Writing)	1					
	共通基盤科目	人文の分野	2	文化人類学	2				4
		社会の分野		社会学	2	人文地理学	2		6
自然の分野		2	科学技術史	2				6	
共通テーマ科目	現代社会と市民		環境と社会	2	公共の新しいかたちをもとめて	2		4	
	基礎習得								
専攻科目	専門科目	建築グラフィックス	3	設計製図 II	3	建築法規	2	卒研輪講	2
		建築の構工法	2	建築の計画とデザイン	2	建築技術英語 I	1	卒業研究	6
		住生活創造概論	2	まち再生概論	2	建築技術英語 II	1	生活文化フィールドワーク	2
		力と形	1	居住空間史	2	都市計画	2		
		建築環境概論	2	生活空間デザイン演習 I	3	住生活創造輪講 I	1		
		日本建築史	2	インテリア・家具デザイン	2	近現代建築史B	2		
		設計製図 I	3	建築の材料	2	生活空間デザイン演習 II	3		
		西洋建築史	2	建築構造デザイン	2	住宅設計論	2		
		建築CAD演習 I	2	建築CAD演習 II	2	生活空間デザイン演習 III	3		
		建築の力学及び演習	3	地球環境建築	2	住生活創造輪講 II	1		
	建築の設備	2	木質構造	2	生活環境論	2			
	造形デザイン	2			建築・生活メディア論	2			
	横浜建築	2			建築の生産	2			
基礎科目	建築物理数学	2	現代アート論	2				12	
	近代デザイン史	2	環境心理学	2					
	家族・コミュニティ論	2							
	都市フィールド学	2							
関連科目									
年間単位数	48		42		34		10		
合計単位数	125								

履修モデル:まち再生

建築学の基礎的知識に加えて、まち再生に関する知識・技術を身に付け、都市計画・まちづくりの分野で活躍する人材を養成するモデル

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		区分別単位数計	
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数		
共通教養科目	外国語科目	FYS	2						2	
		英語 I (Listening)	1	英語 I (Reading)	1				8	
		英語 II (Listening)	1	英語 II (Reading)	1					
		英語 I (Speaking)	1	英語 I (Writing)	1					
	英語 II (Speaking)	1	英語 II (Writing)	1						
	共通基盤科目	人文の分野	日本史	2	文化人類学	2				4
		社会の分野	社会学	2			人文地理学 法学	2 2		6
自然の分野		科学技術史	2	統計学 基礎物理学	2 2				6	
人間形成の分野			芸術	2					2	
共通テーマ科目	現代社会と市民		環境と社会	2	公共の新しいかたちをもとめて	2			4	
専攻科目	専門科目	建築グラフィックス	3	設計製図Ⅱ	3	建築法規	2	卒研輪講	2	
		建築の構工法	2	建築の計画とデザイン	2	建築技術英語Ⅰ	1	卒業研究	6	
		住生活創造概論	2	まち再生概論	2	建築技術英語Ⅱ	1	まち再生演習Ⅳ	3	
		力と形	1	まちづくり論	2	都市計画	2	都市空間マネジメント論	2	
		建築環境概論	2	まち再生演習Ⅰ	3	まち再生輪講Ⅰ	1	ローカル不動産マネジメント論	2	
		日本建築史	2	デザイン系不動産学基礎	2	近現代建築史B	2			
		設計製図Ⅰ	3	建築CAD演習Ⅱ	2	まち再生演習Ⅱ	3			
		西洋建築史	2	地球環境建築	2	建築保存活用計画論	2			
		建築CAD演習Ⅰ	2			まち再生演習Ⅲ	3			
		造形デザイン	2			まち再生輪講Ⅱ	1			
	横浜建築	2			パブリックスペース論	2				
					まちなみ保存再生論	2				
					建築の生産	2				
				都市デザイン論	2					
				建築都市防災	2					
基礎科目	建築物理数学	2	現代アート論	2					10	
	近代デザイン史	2								
	家族・コミュニティ論	2								
	都市フィールド学	2								
関連科目										
年間単位数	43		34		34		15			
合計単位数	126									

建築学部建築学科カリキュラム系統図

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
養 共 科 進 目 教	「FYS (ファースト・イヤー・セミナー)」や外国語科目の学修により、国際的に活躍するためのコミュニケーション能力を養う。							
	自然科学系、人文・社会系の教養科目や、建築学の学問領域を網羅的に取り扱う各種科目の学修により、幅広い視野と教養を身につける。							
	初年次ゼミナール/外国語科目/教養基礎演習/人文の分野/社会の分野/自然の分野/人間形成の分野/現代社会と市民/から履修							
	専門基礎課程 建築学部が目指す人材像及びディプロマポリシーにおける建築分野の基礎となる知識と技術を習得する。				専門応用課程 建築環境・建築構造・建築デザイン・住生活創造・まち再生それぞれの分野で用いた科目を中心に建築の専門家としての知識と技術を習得する。			
必 修	必修科目の学修により、基礎的な専門知識を修得するとともに、建築の専門家としての役割と責任についての自覚を養う。							
	建築グラフィックス 建築の構工法 力と形 建築環境概論 日本建築史	住生活創造概論 設計製図Ⅰ 西洋建築史	設計製図Ⅱ 建築の計画とデザイン まち再生概論		建築法規 建築技術英語Ⅰ	建築技術英語Ⅱ	卒研輪講 卒業研究	卒研輪講 卒業研究
専 門 科 目	選択科目の学修により、さらに深い専門的な知識を修得するとともに、急速な技術進歩へ適応できる能力を養う。							
	造形デザイン	建築の力学及び演習 建築の設備 横浜建築 建築CAD演習Ⅰ 工房ものづくり演習	建築構造デザイン 地域防災概論 建築環境工学Ⅰ及び演習 建築の材料 断面と部材の力学及び演習 給排水衛生設備 木質構造 建築CAD演習Ⅱ	空調設備Ⅰ 地球環境建築 建築環境工学Ⅱ及び演習 建築情報処理 地球環境建築 鉄筋コンクリート構造 建築骨組の力学及び演習 基礎構造の設計演習 建築情報処理	空調設備Ⅱ 建築設備のマネジメント 給排水衛生設備設計演習 建築学実験 建築環境輪講Ⅰ 建築都市防災 鉄筋コンクリート構造の設計演習 鋼構造 建築学実験 建築の耐震解析及び演習 建築構造輪講Ⅰ	電気設備 建築の生産 空調と設備設計演習 建築環境工学実験 建築環境輪講Ⅱ 建築の生産 鋼構造の設計演習 建築構造・材料実験 建築構造輪講Ⅱ		
選 択	近現代建築史A 地球環境建築 建築デザイン 建築デザインⅠ		近現代建築史B 建築設計論 都市計画 建築学実験 建築デザインⅡ 建築デザイン輪講Ⅰ	近現代建築史A 建築設計論 都市計画 建築学実験 建築デザインⅡ 建築デザイン輪講Ⅰ	近現代建築史B 都市計画 建築学実験 建築デザインⅡ 建築デザイン輪講Ⅰ	建築の生産 都市デザイン論 建築史フィールドワーク 建築デザインⅢ 建築デザイン輪講Ⅱ		
	地球環境建築 居住空間史 インテリア・家具デザイン 生活創造 生活空間デザイン演習Ⅰ まちづくり論 デザイン系不動産学基礎 まち再生 まち再生演習Ⅰ		住宅設計論 生活緑地デザイン 近現代建築史B 都市計画 生活空間デザイン演習Ⅱ 住生活創造輪講Ⅰ まちなみ保存再生論 ローカル不動産マネジメント論 近現代建築史B 建築都市防災 都市空間マネジメント論 都市計画 まち再生演習Ⅱ まち再生輪講Ⅰ	住宅設計論 生活緑地デザイン 近現代建築史B 都市計画 生活空間デザイン演習Ⅱ 住生活創造輪講Ⅰ まちなみ保存再生論 ローカル不動産マネジメント論 近現代建築史B 建築都市防災 都市空間マネジメント論 都市計画 まち再生演習Ⅱ まち再生輪講Ⅰ	住宅設計論 生活緑地デザイン 近現代建築史B 都市計画 生活空間デザイン演習Ⅱ 住生活創造輪講Ⅰ まちなみ保存再生論 ローカル不動産マネジメント論 近現代建築史B 建築都市防災 都市空間マネジメント論 都市計画 まち再生演習Ⅱ まち再生輪講Ⅰ	住宅設計論 生活緑地デザイン 近現代建築史B 都市計画 生活空間デザイン演習Ⅱ 住生活創造輪講Ⅰ まちなみ保存再生論 ローカル不動産マネジメント論 近現代建築史B 建築都市防災 都市空間マネジメント論 都市計画 まち再生演習Ⅱ まち再生輪講Ⅰ	生活環境論 建築・生活メディア論 建築の生産 都市デザイン論 生活文化フィールドワーク 生活空間デザイン演習Ⅲ 住生活創造輪講Ⅱ 建築保存活用計画論 パブリックスペース論 建築の生産 都市デザイン論 まち再生演習Ⅲ まち再生輪講Ⅱ	
基 礎 科 目	物理学概説 微積分学入門 微積分学A 幾何学A 建築物理学 情報処理演習Ⅰ 近代デザイン史	物理学A 微積分学B 幾何学B 家族・コミュニティ論 都市フィールド学	物理学B 物理学実験A 確率・統計Ⅰ 化学実験A 化学基礎Ⅰ 現代アート論 環境心理学	物理学Ⅲ 代数学概論 化学基礎Ⅱ	物理学Ⅳ			
			職業指導Ⅰ(工業) 代数学Ⅰ 微分方程式Ⅰ 量子物理学Ⅰ 統計物理学Ⅰ 応用数学Ⅰ 関数論Ⅰ	職業指導Ⅱ(工業) 技術者倫理 代数学Ⅱ 微分方程式Ⅱ 知的財産権 確率・統計Ⅱ 応用数学Ⅱ 関数論Ⅱ 物理学A 物理学B				
関 連 科 目								

取得可能な資格等

建築学部（建築学科）において取得可能な主な資格等その取得条件等は、下表のとおりである。

資格・免許の種類	取得条件等
一級建築士	ア：国家資格、イ：受験資格取得可能、ウ：指定科目の単位を取得し、卒業することで受験資格が得られる（登録には所定の建築に関する実務経験が必要）。
二級建築士	ア：国家資格、イ：受験資格取得可能、ウ：指定科目の単位を取得し、卒業することで受験資格が得られる（登録には所定の建築に関する実務経験が必要）。
木造建築士	ア：国家資格、イ：受験資格取得可能、ウ：指定科目の単位を取得し、卒業することで受験資格が得られる（登録には所定の建築に関する実務経験が必要）。
1級施工管理技士 （建築施工、建設機械施工、 電気工事施工、造園施工、 管工事施工、土木施工）	ア：国家資格、イ：受験資格取得可能、ウ：卒業後、3年以上の実務経験で受験資格が得られる。
2級施工管理技士 （建築施工、建設機械施工、 電気工事施工、造園施工、 管工事施工、土木施工）	ア：国家資格、イ：受験資格取得可能、ウ：卒業後、1年以上の実務経験で受験資格が得られる。
建築設備士	ア：国家資格、イ：受験資格取得可能、ウ：卒業後、建築設備に関する2年以上の実務経験で受験資格が得られる。
土地区画整理士	ア：国家資格、イ：受験資格取得可能、ウ：卒業後、土地区画整理事業に関する1年以上の実務経験で受験資格が得られる。
高等学校教諭一種免許状 （工業）	卒業要件に含まれる科目に加えて、教職関連科目を履修することによって高等学校教諭一種免許状（工業）を取得することが可能。

ア：国家資格又は民間資格の別、イ：資格取得又は受験資格取得の別、ウ：取得要件

○就業規則施行細則

昭和44年6月30日

細則第1号

改正 昭和49年4月22日細則第5号
昭和60年3月4日細則第18号
昭和63年7月26日細則第36号
平成6年4月11日細則第42号
平成12年10月6日細則第73号
平成17年3月23日細則第91号
平成19年3月15日規程第732号
平成22年3月10日細則第102号
平成29年3月30日細則第114号
平成29年10月5日細則第116号
令和2年3月5日細則第123号

(目的)

第1条 この細則は、学校法人神奈川大学就業規則（以下「規則」という。）の施行に必要な事項を定める。

(職員の定義)

第2条 規則第2条に規定する職員とは、次に掲げるものをいう。

(1) 教育職員

(ア) 大学教育職員 学長、教授、准教授、助教、助手

(イ) 附属学校教育職員 校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭

(2) 事務職員 事務職員、看護師、保健師

(3) 技術職員 教務技術職員（実験・実習技術員、L.L. 技術員等）、課外活動重点強化部指導者、技術職員（一般技術員、調理師等）

(定年)

第3条 定年は毎年3月31日現在で次の年齢に達したときとする。

(1) 大学教育職員 70歳

ただし、学長が任期中に70歳に達する場合はその任期満了の日、又は70歳に達した後学長を退いた日を定年とする。

(2) その他の職員 65歳

ただし、附属学校校長が任期中に65歳に達する場合はその任期満了の日、又は65歳に達した後校長を退いた日を定年とする。

第4条 次の年齢に達した以降、退職したとき、又は死亡したときはこれを定年退職とみなす。

(1) 大学教育職員 65歳

(2) その他の職員 60歳

(適用除外)

第5条 規則第4条から第7条まで、第9条、第11条、第16条、第17条、第18条第1号及び第2号、第19条から第24条まで、第27条並びに第27条の2は、大学教育職員には適用しない。

2 規則第4条、第7条、第18条第2号、第23条及び第27条の2は、附属学校教育職員には適用しない。

(経過措置)

第6条 昭和44年4月1日現在において年次有給休暇に残日数があるときは、これをこの規則による年次有給休暇日数に加算する。

附 則

この細則は、昭和44年6月30日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年4月22日細則第5号）

この細則は、昭和49年4月22日から施行し、昭和49年3月1日から適用する。

附 則（昭和60年3月4日細則第18号）

この細則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年7月26日細則第36号）

この細則は、昭和63年7月26日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成6年4月11日細則第42号）

この細則は、平成6年4月11日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成12年10月6日細則第73号）

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月23日細則第91号）

この細則は、平成17年3月23日から施行する。

附 則（平成19年3月15日規程第732号）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月10日細則第102号）

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日細則第114号）

この施行細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月5日細則第116号）

この施行細則は、平成29年10月5日から施行する。

附 則（令和2年3月5日細則第123号）

この施行細則は、令和2年4月1日から適用する。

○特任教員の任用等に関する規程

平成3年3月18日

規程第328号

改正 平成10年12月11日規程第505号
 平成12年7月27日規程第546号
 平成19年3月15日規程第737号
 平成22年2月5日規程第849号
 平成23年3月29日規程第930号
 平成27年3月26日規程第1063号
 平成31年3月28日規程第1178号
 令和3年2月25日規程第1271号

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学任期付教員の任期に関する規程第5条の規定に基づき、神奈川大学（以下「本学」という。）及び神奈川大学大学院（以下「本学大学院」という。）の特任教員の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において「特任教員」とは、専ら教育研究に従事し、又は高度の専門的な知識経験若しくは優れた識見を活用して遂行することが特に必要とされる教育研究の推進、教育研究体制の整備若しくは全学に関わる諸課題に関する業務に従事する教育職員のうち、一定の期間を定めて任用するもの又はこれに準ずるものをいう。ただし、就任時に満60歳以上の者については、期間を定めずに任用することができるものとする。

2 この規程において「有期雇用特任教員」とは、特任教員のうち、期間を定めて雇用されるものをいう。

3 この規程において「無期雇用特任教員」とは、特任教員のうち、期間を定めずに雇用されるものをいう。

(種類)

第3条 特任教員の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 先端的、学際的又は総合的な教育研究に関する業務に従事させるために必要と認める者
- (2) 本学又は本学大学院（以下「本学等」という。）が定め又は参画する特定の計画に基づき、期間を定めて行う教育研究に関する業務に従事させるために必要と認める者
- (3) 前2号に定めるもののほか、本学等の教員組織の状況に鑑み、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して遂行する業務に従事させるために特に必要と認める者
- (4) 第1号に定めるもののほか、多様な教育研究の推進又は教育研究体制の整備に関する業務に従事させるために必要と認める者

- (5) 全学に関わる諸課題に関する業務に従事させるために必要と認める者
(職位)

第4条 特任教員の職位は、特任教授、特任准教授及び特任助教とする。

(本務)

第5条 特任教員は、本学等を本務とする者でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育研究上特に必要があり、かつ、本学等における教育研究の遂行に支障がないと認められるときは、本学等の教育研究以外の業務に従事する者を特任教員とすることができる。

(任用の手續)

第6条 第3条第1号から第3号までに規定する特任教員の任用の手續については、教育職員任用規程第1条の2から第5条までの規定を準用する。ただし、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）が公募による必要がないと認める場合にあっては、同規程第2条の規定は、準用しない。

- 2 第3条第4号及び第5号に規定する特任教員の任用の手續については、別に定める。

(労働条件の明示)

第7条 特任教員の任用にあたっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第1項の定めるところにより、労働条件を明示するものとする。

(有期雇用特任教員の任期)

第8条 労働基準法第14条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成15年厚生労働省告示第356号）に該当する専門的知識等を有する有期雇用特任教員及び満60歳以上で任用される有期雇用特任教員の任期は、5年以内とし、それ以外の有期雇用特任教員の任期は、3年以内とする。ただし、学校法人神奈川大学（以下「本法人」という。）との間で、本法人の他の規程により期間の定めのある雇用契約（以下「有期雇用契約」という。）を締結していた場合であって、その契約期間が通算して5年未満であり、かつ、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第2項に規定する空白期間をおかずに、この規程により任用するときの任期は、通算して5年を超えない範囲内で定めるものとする。

- 2 前項ただし書の場合においては、本学等に在学していた期間は、通算期間に算入しない。
3 有期雇用特任教員については、必要があると認めるときは、その任期を更新することができる。

(人数等)

第9条 第3条第3号に規定する特任教員の人数は、当該学部又は研究科（以下「学部等」という。）の教授、准教授及び助教によって構成される教員定数の5パーセントに相当する人数を超えないものとする。この場合において、その人数が1人に満たないときは、1人とする。

- 2 前項の規定により各学部等で任用することのできる特任教員の数を合計した人数が全

学の教員定数の5パーセントに相当する人数を下回る場合には、その下回る人数に達するまでの数の特任教員（第3条第3号に規定するものに限る。）を任用することができるものとする。この場合において、各学部等で任用することのできる特任教員の数は、学部等による協議の結果を尊重して、学長が決定する。

3 前2項に規定する人数のほか、当該学部等の教授、准教授及び助教によって構成される教員定数の10パーセントに相当する人数を超えない範囲内で、職員任用規程第4条第1号に規定する教育職員（助手を除く。）1人を任用することに代え、第3条第3号に規定する特任教員2人を任用することができるものとする。

4 第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する特任教員の人数は、若干人とする。

5 特任教員の人数は、教授、准教授及び助教によって構成される教員定数に含まれないものとする。

（年齢制限）

第10条 特任教員の年齢は、70歳までとする。ただし、学部若しくは学科又は大学院研究科の新設、増設等のために当該教員を欠くことのできない場合には、73歳までとすることができる。

（教授会等への出席）

第11条 特任教員は、教授会等に出席する義務を負わない。ただし、当該教授会等が必要と認めた場合は、特任教員に出席を求め、その意見を聴くことができるものとする。

（授業担当等）

第12条 特任教員の授業担当責任時間は、1週間当たり3コマ（6時間）とする。

2 その他の教育指導等については、職員任用規程第4条第1号に規定する教育職員に準ずるものとする。

3 第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する特任教員は、授業担当その他の教育指導等の全部又は一部を学長が指示する業務に代えることができる。

（給与）

第13条 特任教員の給与については、別に定める。

（研究費及び出張旅費）

第14条 特任教員（第3条第4号及び第5号に規定する特任教員であって、本学等において授業を担当しないものを除く。）には研究費を支給する。研究費の使用については、教員研究費使用規程を準用する。

2 特任教員が校務による命令又は許可に基づき出張する場合の旅費については、学校法人神奈川大学旅費規程を準用する。

（休日及び休暇）

第15条 特任教員の休日及び休暇については、就業規則第15条、第18条第3号から第7号まで及び第25条から第26条までの規定を準用する。

（退職及び復職）

第16条 特任教員の休職及び復職については、就業規則第28条から第30条までの規定を準用する。

(退職)

第17条 特任教員が次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 任期が満了したとき。
- (2) 第10条に規定する年齢に達した日以後における最初の3月31日が到来したとき。
- (3) 退職を申し出たとき。
- (4) 死亡したとき。

2 特任教員が退職しようとするときは、退職希望日の30日前までに退職願を提出するものとする。

(契約の解除)

第18条 特任教員が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 業務外の傷病による欠勤が、引き続き6月を超えたとき。
- (2) 心身の故障等により、職務を遂行できないとき。
- (3) 禁固以上の刑に処せられたとき。
- (4) その他前各号に準ずる程度のやむを得ない事由があるとき。

2 前項の規定により契約を解除するときは、30日前までに予告し、又は30日分の平均賃金を支給する。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は当該特任教員の責に帰すべき事由に基づいて契約を解除する場合においては、この限りでない。

3 前項の予告日数を短縮する場合には、短縮した日数1日につき平均賃金の1日分を予告手当として支給する。

(安全衛生等)

第19条 特任教員の安全衛生、災害時の処置、健康診断及び就業禁止については、就業規則第38条から第40条の2までの規定を準用する。

(災害補償等)

第20条 特任教員の業務上の事由による死亡及び傷病については、本法人が補償する。

(表彰及び懲戒)

第21条 特任教員の表彰及び懲戒については、就業規則第42条第2号及び第43条から第47条までの規定を準用する。

(福利及び厚生)

第22条 特任教員は、本法人の福利厚生施設を利用することができる。

(期間の定めのない雇用契約の申込み)

第23条 第3条第1号及び第2号に規定する有期雇用特任教員並びに第3号から第5号までに規定する有期雇用の特任助教であつて、本法人との間で締結された有期雇用契約の期間が平成

2 5年4月1日以降通算して10年を超えるものは、現に締結している契約の期間が満了する日までの間に、本法人に対し、期間の定めのない雇用契約（以下「無期雇用契約」という。）の申込みをすることができる。

2 第3条第3号から第5号までに規定する有期雇用の特任教授又は特任准教授であって、本法人との間で締結された有期雇用契約の期間が通算して5年を超えるものは、現に締結している契約期間が満了する日までの間に、本法人に対し、無期雇用契約の申込みをすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、この規程により任用される期間及びその他の規程により有期雇用契約を締結していた期間が通算して5年を超える有期雇用特任教員は、現に締結している契約期間が満了する日までの間に、本法人に対し、無期雇用契約の申込みをすることができる。

4 本法人との間で締結された有期雇用契約の期間が終了した日と当該特任教員の次の有期雇用契約の期間の初日との間に、労働契約法第18条第2項に規定する空白期間が6月以上あるときは、当該空白期間前に終了した期間は、第1項から第3項までに規定する通算期間に算入しない。

5 本学等に在学していた期間は、第1項から第3項までに規定する通算期間に算入しない。

第24条 前条第1項から第3項までに規定する申込みをする者は、現に締結している契約期間が満了する30日前までに、本法人が定める書面を提出するよう努めなければならない。

2 前条第1項から第3項までに規定する申込みを受けたときは、本法人は、申込者に対し書面で受理を通知する。

第25条 本法人は、第23条第1項から第3項までに規定する申込みを受けたときは、その申込みをした特任教員が現に締結している契約期間が満了した日の翌日から、その申込時に締結している雇用契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件で、引き続き無期雇用特任教員として任用する。

（無期雇用特任教員の勤務条件）

第26条 第23条第1項から第3項までに規定する申込みをした無期雇用特任教員の担当科目、勤務日、勤務時間、勤務地等は、本法人が年度ごとに定める。

（無期雇用契約の解除）

第27条 第18条に定めるもののほか、無期雇用特任教員が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その担当する授業その他の業務を廃止し、又は縮小する必要が生じたとき。
- (2) その所属する組織を廃止し、又は縮小する必要が生じたとき。

（改廃）

第28条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成3年3月18日から施行する。

附 則（平成10年12月11日規程第505号）

1 この規程は、平成10年12月11日から施行し、平成10年10月1日から適用する。

2 平成10年10月1日から平成16年3月31日までの間、臨時的定員の恒常的定員化等に伴う学則変更認可申請に係る教員組織整備のための特任教授の任用については、次のとおりとする。

(1) 本規程第5条の規定にかかわらず、任用期間については、平成16年3月31日を終期として5年以内とする。

(2) 本規程第7条本文の規定にかかわらず、在任年齢期間については、50歳以上73歳（平成12年4月1日現在の年齢が満70歳未満）までとする。

附 則（平成12年7月27日規程第546号）

この規程は、平成12年7月27日から施行する。

附 則（平成19年3月15日規程第737号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月5日規程第849号）

この規程は、平成22年2月5日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規程第930号）

この規程は、平成23年3月29日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第1063号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規程第1178号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月25日規程第1271号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

○神奈川大学評議会規程

昭和49年4月1日

規程第48号

改正 平成13年6月15日規則第63号

平成16年3月16日規程第653号

平成19年3月15日規程第732号

平成27年3月26日規程第1054号

平成29年3月9日規程第1107号

(設置)

第1条 神奈川大学学則（以下「学則」という。）第6条第5項の規定に基づき、この規程を定める。

(組織)

第2条 学則第6条第2項第3号の評議員は、当該学部教授会において、教授会構成員の互選によって決める。

第3条 評議会には、評議員のほか次に掲げる者が評議会に出席するものとする。

(1) 副学長

(2) その他評議会が必要と認めた者

2 学長は、必要があると認めるときは、図書館長、教務部長、就職支援部長、学生生活支援部長その他の職員（教育職員及び事務職員）を出席させることができる。

(任期等)

第4条 学則第6条第2項第1号及び第2号に掲げるものの任期は、その職の在任期間とし、学則第6条第2項第3号に掲げるものの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため選出された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員の任期が満了した場合においても新たに評議員が選出されるまでは、第1項の規定にかかわらず、引続きその職務を行う。

(権限)

第5条 評議会は学長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 学部間の連絡調整に関する事項

(2) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項

(3) 予算案編成及び決算処理の方針に関する事項

(4) 学部学科その他重要な施設、組織の設置改廃に関する事項

- (5) 人事の基準に関する事項（教員定員に関する事項を含む。）
- (6) 学生の定員に関する事項
- (7) 学生の生活指導・福利厚生及びその身分に関する事項
- (8) その他学長の諮問する事項
（会議の招集及び議長）

第6条 学長は、評議会を招集し、その議長となる。

- 2 学長に事故あるときは、学長があらかじめ指名する副学長又は評議員がこれを代理する。
- 3 学長は、構成員の3分の1以上の者から付議すべき事項を明示して評議会開催の請求があつたときは、速やかにこれを招集しなければならない。

（定足数及び議決）

第7条 評議会は、各学部から1名以上、かつ、評議員の3分の2以上の出席によって成立する。

- 2 他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、評議会の議事は、出席評議員（議長を除く。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 評議会は、毎月1回開くことを定例とする。ただし、学長が必要と認めた場合には臨時に開くことができる。

第9条 この規程によるもののほか、評議会の運営について必要な事項は、評議会の審議を経て、学長が別に定める。

第10条 評議会に幹事1名をおく。幹事は事務職員をもってこれに充て議長の指示により庶務を処理する。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月15日規則第63号）

この規程は、平成13年6月15日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月16日規程第653号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月15日規程第732号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第1054号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月9日規程第1107号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。